
「定款」の一部改正及び関係諸規則の整備について

日証協 平 1 6 . 6 . 4

本協会では、5月31日の定時会員総会において「定款」の一部を改正し、6月4日付で金融庁長官の認可を得た。

また、併せて「定款の施行に関する規則」、「役員選挙規則」等の関係諸規則並びに「協会員と顧客の紛争等の解決のあっせんに関する規則」(紛争処理規則第1号)についても所要の整備を図った。

今般の改正等は、「協会機能のあり方に関する特別委員会」において取りまとめた報告書「協会組織・機能のあり方について」(証券業報(平成16年3月)を参照)の趣旨に基づき、本協会の自主規制及び業界活動の両機能について、本協会において両機能それぞれを独立的に運営するガバナンス構造を構築するためのものである。

本改正等は、一部を除き、平成16年7月1日から施行する。

本改正等の趣旨・骨子及び新旧対照表等は、それぞれ以下のとおりである。

「定款」の一部改正について

平成 16 年 6 月 4 日
日 本 証 券 業 協 会

1．改正の趣旨

本協会では、本年 1 月 21 日に設置した「協会機能のあり方に関する特別委員会」において、本協会の組織・機能のあり方について鋭意検討を行い、同委員会の報告書「協会組織・機能のあり方について」をとりまとめ、去る 3 月 17 日に開催した理事会において、同報告書について承認を得たところである。

今般、同報告書の趣旨に基づき、本協会の自主規制及び業界活動の両機能について、本協会において両機能それぞれを独立的に運営するガバナンス構造を構築するため、別紙のとおり「定款」の一部を改正することとする。

2．改正の骨子

(1) 総会について

- 総会の議決事項に、「会長、公益理事、常任理事、常任監事及び公益委員の選任に関する事項」を加えることとする。（第 32 条）

(2) 役員等について

本協会に置く役員のうち理事の定数を、次のとおり改める。（第 37 条）

会員理事 3 人以内

特別会員理事 1 人

公益理事 3 人

常任理事 3 人以内

会員理事及び会員監事の選挙に関する選挙地区を廃止し、現行どおり、会員が、会員代表者のうちからこれを選挙することとする。

（第 38 条第 1 項、第 38 条第 5 項、別表 1 及び別表 2）

特別会員理事は、特別会員が、特別会員代表者のうちからこれを選挙することとする。（第 38 条第 2 項）

公益理事（自主規制会議議長 1 人を含む。）は、公正な証券取引の確保及び証券市場の適正な運営に関し優れた識見を有するという現行定款に、証券業と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外の者を加えて定義し、その選任は、総会の決議によることとする。（第 38 条第 3 項）

常任理事の選任は、総会の決議によることとする。（第 38 条第 4 項）

会長は、総会の決議により、会員理事、公益理事又は常任理事のうちからこれを選任することとする。（第 39 条第 1 項）

自主規制会議議長、証券戦略会議議長及び総務委員会委員長は、会長がこれらの一を兼ねる場合を除き、副会長となることとする。（第 39 条第 2 項）

会長が理事会の同意を得て常任理事のうちから選任することができる副会長の数を、2 人とする。（第 39 条第 3 項）

常務理事を廃止する。（第 40 条第 1 項、第 42 条第 3 項及び同条第 4 項）

会長は、理事会の同意を得て、常任理事のうちから、自主規制会議に委任された業務の執行責任者 1 人及び証券戦略会議に委任された業務の執行責任者 1 人を、それぞれ指名することとする。(第 41 条第 2 項)

自主規制会議に委任された業務の執行責任者は、(3) に掲げる業務の執行及び会員に対する勧告(特別会員に準用するものを含む。)を行い、これを統括することとし、証券戦略会議に委任された業務の執行責任者は、(3) に掲げる業務の執行を行い、これを統括することとする。(第 42 条の 2 第 1 項及び第 2 項)

会長又は副会長(いずれも常任理事であるものに限る。)若しくは専務理事は、自主規制会議に委任された業務の執行責任者又は証券戦略会議に委任された業務の執行責任者を兼ねることができることとする。(第 42 条の 2 第 3 項)

会長は、理事会の同意を得て、協会の役員及び従業員以外の者から常務執行役 4 人以内を選任することができることとする。(第 42 条の 3 第 1 項)

常務執行役は、会長、副会長、専務理事及び一の執行責任者を補佐し、一の執行責任者が欠け又は事故があるときは、その職務を行い又は代理することとする。(第 42 条の 3 第 2 項)

監事は、理事会のほか、自主規制会議、証券戦略会議及び総務委員会に出席して意見を述べるができることとする。(第 43 条第 3 項)

常任理事及び常務執行役の任期は、1 年とする。(第 44 条第 3 項)

役員等(役員及び常務執行役をいう。)の任期が満了し又はその全員が辞任したときは、その後任の役員等が選任されるまでは前任の役員等がその職務を継続して執行することとする。(第 46 条)

会員理事又は会員監事に欠員が生じたときに後任の会員理事又は会員監事の選挙を遅滞なく行う旨の規定の例外を、その欠員が 1 人であるときとする。(第 47 条第 1 項)

公益理事に欠員が生じたときは、遅滞なく、その後任の公益理事を選任するものとする。(第 47 条第 2 項)

特別会員理事に欠員が生じたときは、遅滞なく、その後任の特別会員理事を選挙するものとする。(第 47 条第 3 項)

(3) 理事会について

理事会は、定款に定めがある事項及び本協会の業務運営に関する重要事項について決議を行う(現行定款)ほか、理事及び常務執行役の業務の執行を監督するものとする。(第 50 条第 1 項)

理事会は、次に掲げる事項を決議する権限を自主規制会議に、これらを執行する権限を自主規制会議に属する理事及び常務執行役に、それぞれ委任することとする。ただし、本協会の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げないこととする。(第 50 条第 2 項)

イ 第 6 条第 1 項第 1 号から第 11 号に掲げる業務及び第 16 号に掲げる業務のうちこれらに類する業務(第 11 号に掲げる業務にあっては、協会の役員及び従業員の証券業務に関する知識の研さんの機会を設け、その技能の向上を図る業務を除く。)に係る事項

ロ 公正慣習規則、統一慣習規則、紛争処理規則、定款施行規則その他の規則及びこれに基づく細則(イに掲げる業務に係るものに限る。)の制定、改正及び廃止に関する事項

ハ 処分に関する事項(特別会員に準用するものを含む。)

ニ 特別会員に係る業務の一部の委託に関する事項

ホ あっせん委員に関する事項

ヘ 証券外務員等の資格試験を行うことに関する事項

ト 規則及びこれに基づく細則（イに掲げる業務に係るものに限る。）並びに理事会の決議事項（イに掲げる業務に係るものに限る。）の解釈について疑義がある場合の、その解釈の決定に関する事項

理事会は、次に掲げる事項を決議する権限を証券戦略会議に、これらを執行する権限を証券戦略会議に属する理事及び常務執行役に、それぞれ委任することとする。ただし、本協会の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げないこととする。（第50条第3項）

イ 第6条第1項第11号から第15号に掲げる業務及び第16号に掲げる業務のうちこれらに類する業務（第11号に掲げる業務にあっては、協会員の役員及び従業員の証券業務に関する知識の研さんの機会を設け、その技能の向上を図る業務に限る。）に係る事項

ロ 規則及びこれに基づく細則（イに掲げる業務に係るものに限る。）の制定、改正及び廃止に関する事項

ハ 規則及びこれに基づく細則（イに掲げる業務に係るものに限る。）並びに理事会の決議事項（イに掲げる業務に係るものに限る。）の解釈について疑義がある場合の、その解釈の決定に関する事項

理事会は、及びにより委任した事項について報告を求めることができる。

（第50条第4項）

会長が遅滞なく理事会を招集する場合について、「理事5人以上から議案及び招集事由を示して理事会招集の請求があったとき」を「理事から理事会の目的たる事項を記載した書面により理事会招集の請求があったとき」に改める。

（第51条第3項）

(4) 自主規制会議について（第55条の2、第58条及び第59条）

本協会に自主規制会議を置く。

自主規制会議の構成は、自主規制会議議長（公益理事）、会長及び自主規制会議に委任された業務の執行責任者のほか、次のとおりとする。

会員委員 4人以内

特別会員委員 1人

公益委員 3人

自主規制会議は、(3)に掲げる事項について決議を行う。ただし、本協会の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げないこととする。

自主規制会議は、(3)に掲げる事項について理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。

自主規制会議議長（公益理事）は、会員が、公正な証券取引の確保及び証券市場の適切な運営に関し優れた識見を有し、かつ、証券業と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外の者のうちから、総会の決議によりこれを選任する。ただし、会長が公益理事である場合は、自主規制会議議長は、会長がこれを兼ねることができる。

会員委員は、会員が、会員代表者又はこれに準ずる者からこれを選挙する。

特別会員委員は、特別会員が、特別会員代表者又はこれに準ずる者からこれを選

挙する。

公益委員は、公正な証券取引の確保及び証券市場の適切な運営に関し優れた識見を有し、かつ、証券業と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外の者のうちから、総会の決議によりこれを選任する。

公益委員の任期は 2 年とし、公益委員以外の委員の任期は 1 年とする。ただし、補欠のために選挙又は選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

公益委員の報酬は理事会の決議によりその総額を定めることとし、公益委員以外の委員は無報酬とする。

自主規制会議は、(3) に掲げる事項について必要と認めるときは委員会を置くことができる。

自主規制会議及び に掲げる委員会の構成、運営等に関し必要な事項は「自主規制会議規則」をもって定める。

(5) 証券戦略会議について (第 55 条の 3)

本協会に証券戦略会議を置く。

証券戦略会議の構成は、証券戦略会議議長(会員理事)、会長及び証券戦略会議に委任された業務の執行責任者のほか、次のとおりとする。

会員委員 11 人以内

証券評議会議長 1 人

地区評議会議長 1 人

証券戦略会議は、(3) に掲げる事項について決議を行う。ただし、本協会の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げないこととする。

証券戦略会議は、(3) に掲げる事項について理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。

証券戦略会議議長は、会員が、会員代表者のうちからこれを選挙する。ただし、会長が会員理事である場合は、証券戦略会議議長は、会長がこれを兼ねることができる。

会員委員は、会員が、会員代表者又はこれに準ずる者からこれを選挙する。

委員の任期は 1 年とする。ただし、補欠のために選挙又は選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員は無報酬とする。

証券戦略会議は、(3) に掲げる業務について必要と認めるときは委員会を置くことができる。

証券戦略会議に証券評議会及び地区評議会を置く。

証券戦略会議、 に掲げる委員会、証券評議会及び地区評議会の構成、運営等に関し必要な事項は「証券戦略会議規則」をもって定める。

(6) 総務委員会について (第 55 条の 4)

理事会に総務委員会を置く。

総務委員会の構成は、総務委員会委員長(会員理事)のほか、次のとおりとする。

会員委員 9 人以内

特別会員委員 1 人

総務委員会は、次に掲げる事項について理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。

イ 定款の改正、事業計画及び事業報告の作成その他本協会の業務運営に関する総括的事項

ロ 本協会の予算及び決算に関する事項

ハ 会費及び特別会費に関する事項

ニ 協会の積立金の管理に関する事項

ホ 協会の加入及び脱退に関する事項

ヘ 本協会の主たる財産の管理に関する事項

ト 経理規則に関する事項

チ 自主規制会議及び証券戦略会議の所管に属さない事項

総務委員会委員長は、会員が、会員代表者のうちからこれを選挙する。

会員委員は、会長が、理事会の同意を得て、会員代表者又はこれに準ずる者からこれを選任する。

特別会員委員は、会長が、理事会の同意を得て、特別会員代表者又はこれに準ずる者からこれを選任する。

委員の任期は 1 年とする。ただし、補欠のために選挙又は選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員は無報酬とする。

総務委員会は、財務分科会を置くことができる。

総務委員会及び財務分科会の構成、運営等に関し必要な事項は「総務委員会規則」をもって定める。

(7) 監事会について (第 59 条の 2)

本協会に監事会を置く。

監事会は、会員監事及び常任監事により、これを構成する。

監事会は、監事の職務の執行に関する事項及び監事会の構成、運営等に関し必要な事項を、「監事会規則」をもって定める。ただし、監事の権限の行使を妨げることとはできないこととする。

(8) その他

常設委員会は、自主規制会議及び証券戦略会議に置く委員会として、自主規制会議規則及び証券戦略会議規則でこれを規定するものとする。 (第 56 条)

特別会員委員会は、自主規制会議に置く委員会として、自主規制会議規則でこれを規定するものとする。 (第 57 条)

参与に関する規定は、削除する。 (第 61 条)

地区評議員会は、地区別評議会に移行することとし、証券戦略会議規則においてこれを規定するものとする。 (第 66 条)

会員の役員からの常任理事 1 人の選任は、総会の決議によることとする。

(第 78 条第 1 項)

その他、所要の事項の整備を図る。

3. 実施の時期

(1) この改正は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

(2) 本協会は、施行日前（定款改正認可の日以後に限る。）においても、改正後の第 31 条第 3 項並びに第 32 条第 4 号及び第 5 号並びに第 38 条第 1 項から第 5 項及び第 8 項

並びに第 39 条並びに第 41 条第 2 項並びに第 42 条の 2 第 3 項並びに第 42 条の 3 第 1 項並びに第 44 条第 1 項及び第 3 項並びに第 55 条の 2 第 2 項及び第 5 項から第 9 項及び第 12 項並びに第 55 条の 3 第 2 項及び第 5 項から第 8 項及び第 11 項並びに第 55 条の 4 第 2 項及び第 4 項から第 8 項及び第 10 項並びに第 78 条の規定の例により、次の各号に掲げる事項のために必要な行為をすることができる。この場合において、施行日前に選挙又は選任された役員の任期の起算日は平成 16 年 7 月 1 日とする。

改正後の第 37 条に掲げる役員の選任に係る事項

改正後の第 55 条の 2 に掲げる自主規制会議及びこれに置く委員会の設置に係る事項

改正後の第 55 条の 3 に掲げる証券戦略会議、これに置く委員会、証券評議会及び地区評議会の設置に係る事項

改正後の 55 条の 4 に掲げる総務委員会及びこれに置く財務分科会の設置に係る事項

以 上

「定款」の一部改正について

平成 16 年 6 月 4 日
(下線部分変更)

新	旧
(業務) 第 6 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。 1 } (現行どおり) 10 } 11 協会の役員及び従業員並びに証券仲介業者並びにその役員及び従業員の試験、<u>研修</u>等を行い、その資質の向上を図ること。 12 (現行どおり) 13 有価証券及び証券市場に関する知識の普及及び啓蒙を図ること。 14 } (現行どおり) 16 } 2 } (会員の処分) 第 25 条 本協会は、会員が次の各号の一に該当すると認めるときは、その会員に弁明の機会を与えたうえ、理事会の決議により、処分を行うことができる。 1 } (現行どおり) 9 } 10 その会員を所属証券会社等とする証券仲介業者に第 3 号又は第 4 号に該当する行為があったとき。 2 } (現行どおり) 4 } 5 第 3 項ただし書による過怠金の賦課による処分及び会員権の停止若しくは制限又は除名の処分は、出席した理事会又は<u>自主規制会議</u>の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により行う。 6 (現行どおり) 7 (現行どおり) (総会の招集) 第 31 条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎事業年度終了後<u>3</u>か月以内に、臨時総会は随時必要に応じて招集する。 2 (現行どおり) 3 前<u>2</u>項に規定する総会の招集は、緊急の場合を除くほか、会日の 2 週間前までに各会員	(業務) 第 6 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。 1 } (省 略) 10 } 11 協会の役員及び従業員並びに証券仲介業者並びにその役員及び従業員の研修、<u>試験</u>等を行い、その資質の向上を図ること。 12 (省 略) 13 有価証券及び証券市場に関する知識の普及啓蒙を図ること。 14 } (省 略) 16 } 2 } (会員の処分) 第 25 条 本協会は、会員が次の各号の一に該当すると認めるときは、その会員に弁明の機会を与えたうえ、理事会の決議により、処分を行うことができる。 1 } (省 略) 9 } 10 その会員を所属証券会社等とする証券仲介業者に第 3 号又は第 4 号に該当する行為があったとき 2 } (省 略) 4 } 5 第 3 項ただし書による過怠金の賦課による処分及び会員権の停止若しくは制限又は除名の処分は、出席した理事会の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により行う。 6 (省 略) 7 (省 略) (会議の招集) 第 31 条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎事業年度終了後<u>2</u>か月以内に、臨時総会は随時必要に応じて招集する。 2 (省 略) 3 前項に規定する総会の招集は、緊急の場合を除くほか、会日の 2 週間前までに各会員に

新	旧
にその日時、場所及び議案を記載した通知を 発して行う。 (審議事項) 第 32 条 総会においては、定款で別に定め る事項のほか、次の各号に掲げる事項を議決 する。 1 } (現行どおり) 3 } 4 <u>会長、公益理事、常任理事、常任監事及 び公益委員の選任に関する事項</u> 5 前各号に掲げるもののほか、理事会が必要 と認める事項 第 2 節 役員等 (役員の定数) 第 37 条 本協会に次の役員を置く。 1 理事 会員理事 <u>3人以内</u> 特別会員理事 <u>1人</u> 公益理事 <u>3人</u> 常任理事 <u>3人以内</u> 2 監事 会員監事 <u>2人</u> 常任監事 <u>1人</u> (役員の選任) 第 38 条 前条に規定する会員理事(<u>証券戦 略会議議長1人及び総務委員会委員長1人を 含む。</u>)は、会員が、会員代表者のうちから これを選挙する。 2 前条に規定する特別会員理事は、<u>特別会員 が、特別会員代表者のうちからこれを選挙す る。</u> 3 前条に規定する公益理事(<u>自主規制会議議 長1人を含む。</u>)は、<u>総会の決議により、公 正な証券取引の確保及び証券市場の適切な 運営に関し優れた識見を有し、かつ、証券業 と直接関係のある業務を営む会社の常務に 従事する者以外の者のうちからこれを選任 する。</u> 4 前条に規定する常任理事は、<u>総会の決議に より、協会の役員及び従業員以外の者から これを選任する。</u> 5 前条に規定する会員監事は、会員が、会員 代表者のうちからこれを選挙する。 6 (現行どおり) 7 (現行どおり)	その日時、場所及び議案を通知して行う。 (審議事項) 第 32 条 総会においては、定款で別に定め る事項のほか、次の各号に掲げる事項を議決 する。 1 } (省 略) 3 } (新 設) 4 前各号に掲げるもののほか、理事会が必要 と認める事項 第 2 節 役員 (役員の定数) 第 37 条 本協会に次の役員を置く。 1 理事 会員理事 <u>19人</u> 特別会員理事 <u>3人</u> 公益理事 <u>4人以内</u> 常任理事 <u>7人以内</u> 2 監事 会員監事 <u>2人</u> 常任監事 <u>1人</u> (役員の選任) 第 38 条 前条に規定する会員理事は、<u>別表 第 1 に定めるところにより、選挙地区ごとに その地区内に本店(外証法第 3 条に規定する 主たる支店を含む。) が所在する会員が、そ の会員代表者のうちからこれを選挙する。</u> 2 前条に規定する特別会員理事は、<u>会長が、 特別会員委員会の推せんにより、特別会員代 表者のうちからこれを選任する。</u> 3 前条に規定する公益理事は、<u>理事会の決議 により、公正な証券取引の確保及び証券市場 の適切な運営に関し優れた識見を有する者 のうちからこれを選任する。</u> 4 前条に規定する常任理事は、<u>理事会の決議 により、協会の役員及び従業員以外の者か らこれを選任する。</u> 5 前条に規定する会員監事は、<u>別表第 2 に定 めるところにより、会員が、会員代表者のう ちからこれを選挙する。</u> 6 (省 略) 7 (省 略)

新	旧
8 第1項、第2項及び第5項に定める役員の選挙に関し必要な事項は、「役員選挙規則」をもって定める。 (会長及び副会長の選任等) 第39条 会員は、会員理事、公益理事又は常任理事のうちから、<u>総会の決議により、会長1人を選任する。</u> 2 <u>自主規制会議議長、証券戦略会議議長及び総務委員会委員長は、会長がこれらの一を兼ねる場合を除き、副会長となる。</u> 3 会長は、理事会の同意を得て、常任理事のうちから副会長<u>2人</u>を選任することができる。 (専務理事の選任) 第40条 会長は、理事会の同意を得て、常任理事のうちから専務理事を選任する。 2 (現行どおり) (会長の職務) 第41条 (現行どおり) 2 <u>会長は、理事会の同意を得て、常任理事のうちから、自主規制会議に委任された業務の執行責任者1人及び証券戦略会議に委任された業務の執行責任者1人を、それぞれ指名する。</u> (副会長及び専務理事の職務) 第42条 (現行どおり) 2 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会長及び副会長がともに欠け又は事故があるときは、会長の職務を行い又は代理する。 (削 る) 3 本協会は、必要があると認めるときは、理事会の決議により、副会長又は専務理事に本協会を代表する権限を与えることができる。 (執行責任者の職務) 第42条の2 <u>自主規制会議に委任された業務の執行責任者は、第50条第2項に掲げる業務の執行及び第26条に規定する会員に対する勧告(第29条の規定により特別会員に準用するものを含む。)を行い、これを統括する。</u> 2 <u>証券戦略会議に委任された業務の執行責任者は、第50条第3項に掲げる業務の執行を行い、これを統括する。</u>	8 第1項及び第5項に定める役員の選挙に関し必要な事項は、「役員選挙規則」をもって定める。 (会長及び副会長の選任) 第39条 会員理事及び公益理事は、会員理事又は常任理事のうちから会長1人を選任する。 2 <u>会長は、理事会の同意を得て、会員理事のうちから副会長5人以内を選任する。</u> 3 会長は、理事会の同意を得て、常任理事のうちから副会長<u>1人</u>を選任することができる。 (専務理事及び常務理事の選任) 第40条 会長は、理事会の同意を得て、常任理事のうちから専務理事<u>及び常務理事</u>を選任する。 2 (省 略) (会長の職務) 第41条 (省 略) (新 設) (副会長、専務理事及び常務理事の職務) 第42条 (省 略) 2 専務理事は、会長及び副会長を補佐して本協会の業務を掌理し、会長及び副会長がともに欠け又は事故があるときは、会長の職務を行い又は代理する。 3 <u>常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐して所管業務を処理し、会長、副会長及び専務理事がともに欠け又は事故があるときは、会長の職務を行い又は代理する。</u> 4 本協会は、必要があると認めるときは、理事会の決議により、副会長、専務理事又は常務理事に本協会を代表する権限を与えることができる。 (新 設)

新	旧
3 <u>会長又は副会長(いずれも常任理事であるものに限る。)</u>若しくは専務理事は、自主規制会議に委任された業務の執行責任者又は証券戦略会議に委任された業務の執行責任者を兼ねることができる。 (常務執行役の選任等) 第42条の3 <u>会長は、理事会の同意を得て、協会の役員及び従業員以外の者から常務執行役4人以内を選任することができる。</u> 2 <u>常務執行役は、会長、副会長、専務理事及び一の執行責任者(自主規制会議に委任された業務の執行責任者及び証券戦略会議に委任された業務の執行責任者のいずれかをいう。この項において同じ。)</u>を補佐し、一の執行責任者が欠け又は事故があるときは、その職務を行い又は代理する。 (監事の職務) 第 43 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 <u>監事は、理事会、自主規制会議、証券戦略会議及び総務委員会に出席して意見を述べる</u>ことができる。 (役員等の任期) 第 44 条 <u>会員理事、特別会員理事及び会員監事の任期は、1年とする。ただし、補欠のため選挙された会員理事、会員監事及び特別会員理事の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 2 (現行どおり) 3 <u>常任理事及び常務執行役の任期は、1年とする。</u> 4 (現行どおり) (前任の役員等の義務) 第 46 条 <u>役員等(役員及び常務執行役をいう。以下同じ。)</u>の任期が満了し又はその全員が辞任したときは、その後任の役員等が選任されるまでは前任の役員等がその職務を継続して執行する。 (欠員の場合の措置) 第 47 条 <u>会員理事又は会員監事に欠員が生じたときは、遅滞なく、その後任の会員理事又は会員監事を選挙するものとする。ただし、その欠員が1人であるときは、この限りでない。</u> 2 <u>公益理事又は常任監事に欠員が生じたときは、遅滞なく、その後任の公益理事又は常任監事を選任するものとする。</u> 3 <u>特別会員理事に欠員が生じたときは、遅滞</u>	(新 設) (監事の職務) 第 43 条 (省 略) 2 (省 略) 3 監事は、理事会に出席して意見を述べる (役員等の任期) 第 44 条 <u>会員理事、特別会員理事及び会員監事の任期は、1年とする。ただし、補欠のため選挙された会員理事、会員監事及び補欠のため選任された特別会員理事の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 2 (省 略) 3 常任理事の任期は、<u>2</u>年とする。 4 (省 略) (前任の役員等の義務) 第 46 条 役員の任期が満了し又はその全員が辞任したときは、その後任の役員が選任されるまでは前任の役員がその職務を継続して執行する。 (欠員の場合の措置) 第 47 条 <u>会員理事又は会員監事に欠員が生じたときは、遅滞なく、その後任の会員理事又は会員監事を選挙するものとする。ただし、その欠員が別表第1又は別表第2に定める範囲内であるときは、この限りでない。</u> 2 常任監事に欠員が生じたときは、遅滞なく、その後任の常任監事を選任するものとする。 3 特別会員理事に欠員が生じたときは、遅滞

新	旧
なく、その後任の特別会員理事を<u>選挙</u>するものとする。 (役員等の報酬) 第 48 条 (現行どおり) 2 公益理事、常任理事、<u>常任監事及び常務執行役の報酬については、理事会の決議によりその総額を定める。</u> (理事会の権限) 第 50 条 理事会は、定款に定めがある事項及び本協会の業務運営に関する重要事項について決議を行い、<u>理事及び常務執行役の業務の執行を監督する。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、理事会は、次の各号に掲げる事項を決議する権限を自主規制会議に、これらを執行する権限を自主規制会議に属する理事及び常務執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げない。</u> 1 <u>第6条第1項第1号から第11号に掲げる業務及び第16号に掲げる業務のうちこれらに類する業務(第11号に掲げる業務にあっては、協会の役員及び従業員の証券業務に関する知識の研さんの機会を設け、その技能の向上を図る業務を除く。)に係る事項</u> 2 <u>第9条本文に規定する公正慣習規則、統一慣習規則、紛争処理規則、定款施行規則その他の規則及びこれに基づく細則(前号に掲げる業務に係るものに限る。)の制定、改正及び廃止に関する事項</u> 3 <u>第25条に規定する処分に関する事項(第29条の規定により特別会員に準用するものを含む。)</u> 4 <u>第30条に規定する特別会員に係る業務の一部の委託に関する事項</u> 5 <u>第69条第1項に規定するあっせん委員に関する事項</u> 6 <u>第70条第1項に規定する証券外務員等の資格試験を行うことに関する事項</u> 7 <u>第77条本文に規定する規則及びこれに基づく細則(第1号に掲げる業務に係るものに限る。)並びに理事会の決議事項(第1号に掲げる業務に係るものに限る。)の解釈について疑義がある場合の、その解釈の決定に関する事項</u> 3 <u>第1項の規定にかかわらず、理事会は、次</u>	なく、その後任の特別会員理事を<u>選任</u>するものとする。<u>ただし、欠員が1名であるときは、この限りでない。</u> (役員の報酬) 第 48 条 (省 略) 2 公益理事、常任理事<u>及び</u>常任監事の報酬については、理事会の決議によりその総額を定める。 (理事会の権限) 第 50 条 理事会は、定款に定めがある事項及び本協会の業務運営に関する重要事項について決議を行う。 (新 設)

新	旧
<u>の各号に掲げる事項を決議する権限を証券戦略会議に、これらを執行する権限を証券戦略会議に属する理事及び常務執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げない。</u> <u>1 第6条第1項第11号から第15号に掲げる業務及び第16号に掲げる業務のうちこれらに類する業務(第11号に掲げる業務にあっては、協会の役員及び従業員の証券業務に関する知識の研さんの機会を設け、その技能の向上を図る業務に限る。)に係る事項</u> <u>2 第9条本文に規定する規則及びこれに基づく細則(前号に掲げる業務に係るものに限る。)の制定、改正及び廃止に関する事項</u> <u>3 第77条本文に規定する規則及びこれに基づく細則(第1号に掲げる業務に係るものに限る。)並びに理事会の決議事項(第1号に掲げる業務に係るものに限る。)の解釈について疑義がある場合の、その解釈の決定に関する事項</u> <u>4 理事会は、前2項により委任した事項について報告を求めることができる。</u> (理事会の招集) 第51条 (現行どおり) 2 定例理事会は、会長が理事会の同意を得てあらかじめ定めた日時に開催する。ただし、会長は、その日時を変更し又は<u>理事会</u>の開催を中止することができる。 3 臨時理事会は、随時必要に応じて会長が招集する。ただし、理事から<u>理事会の目的たる事項</u>を記載した書面により理事会招集の請求があったときは、会長は、遅滞なく理事会を招集するものとする。 (議事録) 第55条 理事会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、議長並びに理事会に出席した<u>理事及び監事</u>がこれに署名するものとする。 2 前条第1項の書面等による理事会の議事録は、同項に規定する当該<u>理事会</u>の付議議案について確認を得た文書をもってこれに代えることができる。 第4節 自主規制会議、証券戦略会議及び総	(会議の招集) 第51条 (省 略) 2 定例理事会は、会長が理事会の同意を得てあらかじめ定めた日時に開催する。ただし、会長は、その日時を変更し又は<u>会議</u>の開催を中止することができる。 3 臨時理事会は、随時必要に応じて会長が招集する。ただし、理事<u>5人以上</u>から<u>議案及び招集事由</u>を示して理事会招集の請求があったときは、会長は、遅滞なく理事会を招集するものとする。 (議事録) 第55条 理事会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、議長並びに理事会に出席した<u>会員理事、公益理事及び常任理事の過半数</u>がこれに署名するものとする。 2 前条第1項の書面等による理事会の議事録は、同項に規定する当該付議議案について確認を得た文書をもってこれに代えることができる。 (新 設)

新	旧
<u>務委員会</u> (<u>自主規制会議</u>) 第55条の2 <u>本協会に自主規制会議を置く。</u> 2 <u>自主規制会議の構成は、自主規制会議議長（公益理事）会長及び自主規制会議に委任された業務の執行責任者のほか、次のとおりとする。</u> 会員委員 4人以内 特別会員委員 1人 公益委員 3人 3 <u>自主規制会議は、第50条第2項の規定により委任された同条同項各号に掲げる事項を決議する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自らこれを行うことを妨げない。</u> 4 <u>自主規制会議は、第50条第2項各号に掲げる業務について、理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。</u> 5 <u>自主規制会議議長は、会員が、公正な証券取引の確保及び証券市場の適切な運営に関し優れた識見を有し、かつ、証券業と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外の者のうちから、総会の決議によりこれを選任する。ただし、会長が公益理事である場合は、自主規制会議議長は、会長がこれを兼ねることができる。</u> 6 <u>会員委員は、会員が、会員代表者又はこれに準ずる者からこれを選挙する。</u> 7 <u>特別会員委員は、特別会員が、特別会員代表者又はこれに準ずる者からこれを選挙する。</u> 8 <u>公益委員は、公正な証券取引の確保及び証券市場の適切な運営に関し優れた識見を有し、かつ、証券業と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外の者のうちから、総会の決議によりこれを選任する。</u> 9 <u>公益委員の任期は2年とし、公益委員以外の委員の任期は1年とする。ただし、補欠のために選挙又は選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 10 <u>公益委員の報酬は理事会の決議によりその総額を定めることとし、公益委員以外の委員は無報酬とする。</u> 11 <u>自主規制会議は、第50条第2項各号に掲げる業務について必要と認めるときは委員会を置くことができる。</u>	(新 設)

新	旧
<u>を述べることができる。</u> <u>1 定款の改正、事業計画及び事業報告の作成その他本協会の業務運営に関する総括的事項</u> <u>2 本協会の予算及び決算に関する事項</u> <u>3 会費及び特別会費に関する事項</u> <u>4 協会の積立金の管理に関する事項</u> <u>5 協会の加入及び脱退に関する事項</u> <u>6 本協会の主たる財産の管理に関する事項</u> <u>7 経理規則に関する事項</u> <u>8 自主規制会議及び証券戦略会議の所管に属さない事項</u> <u>4 総務委員会委員長は、会員が、会員代表者のうちからこれを選挙する。</u> <u>5 会員委員は、会長が、理事会の同意を得て、会員代表者又はこれに準ずる者からこれを選任する。</u> <u>6 特別会員委員は、会長が、理事会の同意を得て、特別会員代表者又はこれに準ずる者からこれを選任する。</u> <u>7 委員の任期は1年とする。ただし、補欠のために選挙又は選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>8 委員は無報酬とする。</u> <u>9 総務委員会は、財務分科会を置くことができる。</u> <u>10 総務委員会及び前項に規定する財務分科会の構成、運営等に関し必要な事項は「総務委員会規則」をもって定める。</u> 第5節 特別委員会、規律委員会及び特別会員規律委員会 (特別委員会) (削 る) <u>第56条 本協会は、必要と認めるときは、理事会の決議により臨時に特別委員会を置くことができる。</u> <u>2 特別委員会は、本協会の業務運営全体に関する重要事項について、理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。</u> <u>3 本協会は、必要と認めるときは、理事会の決議により、特別委員会に専門委員会を置くことができる。</u> <u>4 特別委員会及びその専門委員会の構成、運営等に関し必要な事項は、「特別委員会規則」</u>	<u>第4節 常設委員会、特別委員会、特別会員委員会、規律委員会及び特別会員規律委員会</u> (常設委員会及び特別委員会) <u>第56条 本協会に常設委員会を置く。</u> <u>2 本協会は、必要と認めるときは、理事会の決議により臨時に特別委員会を置くことができる。</u> <u>3 常設委員会及び特別委員会は、本協会の業務運営に関する重要事項について、理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。</u> <u>4 本協会は、必要と認めるときは、理事会の決議により、常設委員会及び特別委員会に専門委員会を置くことができる。</u> <u>5 常設委員会、特別委員会及びその専門委員会の構成、運営等に関し必要な事項は、「常</u>

新	旧
をもって定める。 (特別会員委員会) 第 57 条 <u>削除</u> (規律委員会) 第 58 条 (現行どおり) 2 規律委員会は、会員並びにその役員及び従業員並びに会員を所属証券会社等とする証券仲介業者並びにその役員及び従業員の規律に関する事項について、会長又は自主規制会議議長の諮問に応じ又は会長又は自主規制会議議長に意見を述べることができる。 3 (現行どおり) (特別会員規律委員会) 第 59 条 (現行どおり) 2 特別会員規律委員会は、特別会員並びにその役員及び従業員並びに特別会員を所属証券会社等とする証券仲介業者並びにその役員及び従業員の規律に関する事項について、会長又は自主規制会議議長の諮問に応じ又は会長又は自主規制会議議長に意見を述べるすることができる。 3 (現行どおり) 第 6 節 監事会 (監事会) 第59条の2 本協会に監事会を置く。 2 監事会は、会員監事及び常任監事により、これを構成する。 3 監事会は、監事の職務の執行に関する事項及び監事会の構成、運営等に関し必要な事項を、「監事会規則」をもって定める。ただし、監事の権限の行使を妨げることはできない。 第 7 節 顧問 (削 る) (参与)	<u>設委員会及び特別委員会規則</u>」をもって定める。 (特別会員委員会) 第 57 条 本協会に<u>特別会員委員会</u>を置く。 2 特別会員委員会は、特別会員の行う有価証券の売買その他の取引等に係る自主規制に関連する事項について、理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べるができる。 3 特別会員委員会の構成、運営等に関し必要な事項は、「特別会員委員会規則」をもって定める。 (規律委員会) 第 58 条 (省 略) 2 規律委員会は、会員並びにその役員及び従業員並びに会員を所属証券会社等とする証券仲介業者並びにその役員及び従業員の規律に関する事項について、会長の諮問に応じ又は会長に意見を述べるができる。 3 (省 略) (特別会員規律委員会) 第 59 条 (省 略) 2 特別会員規律委員会は、特別会員並びにその役員及び従業員並びに特別会員を所属証券会社等とする証券仲介業者並びにその役員及び従業員の規律に関する事項について、会長の諮問に応じ又は会長に意見を述べることができる。 3 (省 略) (新 設) (新 設) 第 5 節 顧問 第 6 節 <u>参与</u> (参与)

新	旧
第 61 条 <u>削除</u>	第 61 条 <u>本協会に参与若干人を置くことができる。</u> 2 <u>会長は、理事会の同意を得て、学識経験者のうちから参与を委嘱する。</u> 3 <u>参与は、本協会の業務運営に関する重要事項について、会長の諮問に応じ又は必要に応じ会長に意見を述べることができる。</u> 4 <u>参与の任期は、会長が理事会の同意を得てこれを定める。</u>
第 8 節 地区協会、地区規律委員会及び地域委員会 (地区評議員会) 第 66 条 <u>削除</u>	第 7 節 地区協会、地区評議員会、地区規律委員会及び地域委員会 (地区評議員会) 第 66 条 <u>地区協会に地区評議員会を置く。</u> 2 <u>地区評議員会は、地区協会の業務運営に関する重要事項について地区会長の諮問に応じ又は地区会長に意見を述べることができる。</u> 3 <u>地区評議員会の構成、運営等に関し必要な事項は、「地区評議員会規則」をもって定める。</u>
第 9 節 付属機関 (あっせん委員) 第 69 条 <u>本協会は、本協会の付属機関として、あっせん委員を置き、各地区協会の管轄区域内に所在する協会の本店、支店その他の営業所における業務並びに証券仲介業者の営業所又は事務所における業務に対する顧客からの苦情について、その解決のあっせんを行う。</u> 2 <u>自主規制会議に属する理事及び常務執行役は、あっせん委員に、前項に規定するあっせんを行う権限を委任する。</u> 3 (現行どおり) (証券外務員等資格試験委員会) 第 70 条 <u>本協会は、本協会の付属機関として、証券外務員等資格試験委員会を置き、証券外務員等の資格試験を行う。</u> 2 <u>自主規制会議に属する理事及び常務執行役は、証券外務員等資格試験委員会に証券外務員等の資格試験を行う権限を委任する。</u> 3 (現行どおり)	第 8 節 付属機関 (あっせん委員) 第 69 条 <u>本協会の付属機関として、各地区協会にあっせん委員を置く。</u> 2 <u>本協会は、あっせん委員に、その地区協会の管轄区域内に所在する協会の本店、支店その他の営業所における業務並びに証券仲介業者の営業所又は事務所における業務に対する顧客からの苦情について、その解決のあっせんを行う権限を委任する。</u> 3 (省 略) (証券外務員等資格試験委員会) 第 70 条 <u>本協会の付属機関として、証券外務員等資格試験委員会を置く。</u> 2 <u>本協会は、証券外務員等資格試験委員会に証券外務員等の資格試験を行う権限を委任する。</u> 3 (省 略)

新	旧															
第 10 節 事務局	第 9 節 事務局															
(役員の選任に関する特例)	(役員の選任に関する特例)															
第 78 条 第38条第 4 項の規定にかかわらず、当分の間、理事会が特に認めた場合に限り、会員の役員(会員理事又は平成 6 年 3 月 1 日前の協会員理事を経験した者に限る。) から、 <u>総会の決議により</u> 常任理事 1 人を選任することができる。	第 78 条 第38条第 4 項の規定にかかわらず、当分の間、理事会が特に認めた場合に限り、会員の役員(会員理事又は平成 6 年 3 月 1 日前の協会員理事を経験した者に限る。) から常任理事 1 人を選任することができる。															
2 (現行どおり)	2 (省 略)															
(削 る)	〔別表第1〕															
	<table><tr><th>選挙地区</th><th>第38条第 1 項の規定により選挙する会員の数</th><th>第47条第 1 項に規定する会員の欠員の範囲</th></tr><tr><td>第 1 地区 東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県及び沖縄県</td><td>人 11</td><td>人 3</td></tr><tr><td>第 2 地区 大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び滋賀県</td><td>3</td><td>1</td></tr><tr><td>第 3 地区 愛知県、岐阜県、静岡県及び三重県</td><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>第 4 地区 北海道、宮城県、福島県、山形県、岩手県、秋田県、青森県、石川県、富山県、福井県、広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県及び宮崎県</td><td>3</td><td>1</td></tr></table>	選挙地区	第38条第 1 項の規定により選挙する会員の数	第47条第 1 項に規定する会員の欠員の範囲	第 1 地区 東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県及び沖縄県	人 11	人 3	第 2 地区 大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び滋賀県	3	1	第 3 地区 愛知県、岐阜県、静岡県及び三重県	2	1	第 4 地区 北海道、宮城県、福島県、山形県、岩手県、秋田県、青森県、石川県、富山県、福井県、広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県及び宮崎県	3	1
選挙地区	第38条第 1 項の規定により選挙する会員の数	第47条第 1 項に規定する会員の欠員の範囲														
第 1 地区 東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県及び沖縄県	人 11	人 3														
第 2 地区 大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び滋賀県	3	1														
第 3 地区 愛知県、岐阜県、静岡県及び三重県	2	1														
第 4 地区 北海道、宮城県、福島県、山形県、岩手県、秋田県、青森県、石川県、富山県、福井県、広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県及び宮崎県	3	1														
(削 る)	〔別表第 2 〕															
	<table><tr><th>選挙地区</th><th>第38条第 4 項の規定により選挙する会員の数</th><th>第47条第 1 項に規定する会員の欠員の範囲</th></tr><tr><td>全都道府県</td><td>2</td><td>1</td></tr></table>	選挙地区	第38条第 4 項の規定により選挙する会員の数	第47条第 1 項に規定する会員の欠員の範囲	全都道府県	2	1									
選挙地区	第38条第 4 項の規定により選挙する会員の数	第47条第 1 項に規定する会員の欠員の範囲														
全都道府県	2	1														
付 則																
1. この改正は、平成16年 7 月 1 日から施行する。																
2. 本協会は、施行日前(定款改正認可の日以																

新	旧
後に限る。)においても、改正後の第31条第3項並びに第32条第4号及び第5号並びに第38条第1項から第5項及び第8項並びに第39条並びに第41条第2項並びに第42条の2第3項並びに第42条の3第1項並びに第44条第1項及び第3項並びに第55条の2第2項及び第5項から第9項及び第12項並びに第55条の3第2項及び第5項から第8項及び第11項並びに第55条の4第2項及び第4項から第8項及び第10項並びに第78条の規定の例により、次の各号に掲げる事項のために必要な行為をすることができる。この場合において、施行日前に選挙又は選任された役員の任期の起算日は平成16年7月1日とする。 (1) 改正後の第37条に掲げる役員の選任に係る事項 (2) 改正後の第55条の2に掲げる自主規制会議及びこれに置く委員会の設置に係る事項 (3) 改正後の第55条の3に掲げる証券戦略会議、これに置く委員会、証券評議会及び地区評議会の設置に係る事項 (4) 改正後の55条の4に掲げる総務委員会及びこれに置く財務分科会の設置に係る事項	

定款の一部改正に伴う諸規則の整備について

平成 16 年 6 月 4 日
日本証券業協会

1. 趣旨

本協会は、去る 4 月 21 日に開催した理事会において、本協会の自主規制及び業界活動の両機能それぞれを独立的に運営するガバナンス構造を構築するための「定款」の一部改正について承認したところであるが、これに伴い、同改正について金融庁長官の認可を得ることを条件に、「定款の施行に関する規則」等の諸規則を整備することとする。

2. 骨子

(1) 「自主規制会議規則」の制定について（別紙 1）

- ・ この規則は、定款第 55 条の 2 第 12 項の規定に基づき、自主規制会議等（自主規制会議、自主規制会議に置く委員会及び特別会員委員会をいう。以下同じ。）の構成、運営等に関し必要な事項を定める。（第 1 条）
- ・ 自主規制会議は、自主規制会議等の運営に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。（第 2 条）

自主規制会議

- イ 自主規制会議の委員の対象を定めた定款第 55 条の 2 第 6 項に規定する会員代表者に準ずる者には、定款の施行に関する規則第 3 条第 3 項に規定する会員支配会社の役員若しくは従業員を含むものとする。（第 3 条第 1 項）

- ロ 会員委員及び特別会員委員の選挙は、役員選挙規則に定めるところによる。

（第 3 条第 2 項）

- ハ 議長（定款 55 条の 2 第 2 項に規定する自主規制会議議長をいう。（1）において同じ。）公益委員、会員委員及び特別会員委員の候補者の推薦は、「人事推薦合同委員会規則」に定めるところによる。（第 3 条第 3 項）

- ニ 委員（定款第 55 条の 2 第 2 項に掲げる者をいう。（1）において同じ。）の任期が満了し又はその全員が辞任したときは、その後任の委員が選挙又は選任されるまでは、前任の委員がその職務を継続して執行する。（第 3 条第 4 項）

- ホ 自主規制会議に副議長 1 人又は若干人を置く。（第 4 条第 1 項）

- ヘ 副議長（委員のうちから、自主規制会議の同意を得て、自主規制会議議長がこれを選任する。）は、議長を補佐し、議長が欠け又は事故があるときはその職務を行い又は代理する。（第 4 条第 2 項及び第 3 項）

- ト 自主規制会議は、随時必要に応じて議長が招集する。（第 5 条）

- チ 自主規制会議は、その決議について議決権のある委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決を行うことができない。ただし、特別会員委員が議決権を有する議事以外の議事にあっては、特別会員委員以外の議決権を有する委員の過半数の出席で足りるものとする。（第 6 条）

- リ 自主規制会議の議事は、出席した委員の議決権の過半数をもって決する。ただし、定款第 25 条第 3 項ただし書による同条第 5 項に掲げる処分にあつては、同項に規定するところによる。（第 7 条第 1 項）

- ヌ 議長、会員委員、公益委員、会長及び自主規制会議に委任された業務の執行責任者は、1 個の議決権を有する。ただし、自主規制会議の決議について特別の利害関係を有する場合は、議決権を有しない。（第 7 条第 2 項）

- ル 特別会員委員は、1 個の議決権を有する。ただし、会員のみに係る有価証券の売買その他の取引等に関する自主規制に関連する議事の場合及び自主規制会議の決議について特別の利害関係を有する場合は、議決権を有しない。（第 7 条第 3 項）

- ヲ 自主規制会議の一の議案につき、賛成とする意見と反対とする意見が同数である場合は、議長が決する。(第7条第4項)
- ワ 上記イにおいて、証取法第76条に規定する店頭売買有価証券に関する規則の制定、改正又は廃止に係る自主規制会議の決議は、金融庁長官の認可を得たのちでなければその効力を生じない。(第7条第5項)
- カ 自主規制会議は、委任された事項に係る決議の内容を理事会に報告するものとする。(第8条)
- コ 議長は、必要があると認めるときは、自主規制会議の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、自主規制会議の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により議決権を有する者の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。(第9条)
- ク 自主規制会議の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、議長並びに自主規制会議に出席した委員がこれに署名するものとする。(第10条)
- ケ 議長は、必要があると認めるときは、自主規制会議の同意を得て委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。(第11条)
- 理事会決議の取扱い
- イ 定款第50条第2項各号に掲げる事項に係る理事会決議(平成16年6月30日現在において有効なものをいう。)の改正及び廃止は、自主規制会議の決議によりこれを行う。(第12条第1項)
- ロ 上記イにより、自主規制会議が、理事会決議の改正を決議した場合は、当該理事会決議は、自主規制会議決議としてこれを取り扱う。(第12条第2項)
- 委員会
- イ 定款第55条の2第11項の規定により自主規制会議に置く委員会は、自主規制会議の所管業務について、自主規制会議の諮問に応じ又は自主規制会議に意見を述べることができる。(第13条)
- ロ 委員会は、自主規制会議の委員、会員代表者、会員の役員若しくは従業員(定款の施行に関する規則第3条第3項に規定する会員支配会社の役員若しくは従業員を含む。以下同じ。)又は学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。(第14条)
- ハ 委員会の委員(11人以内とする。)は、自主規制会議の同意を得て、自主規制会議議長がこれを選任する。(第15条第1項及び第2項)
- ニ 委員の任期は、1年(補欠の委員の任期は、前任者の残任期間)とし、委員の任期が満了したときは、その後任の委員が選任されるまでは、前任の委員がその職務を継続して執行する。(第15条第3項及び第4項)
- ホ 委員会に委員長1人及び副委員長1人又は若干人を置く。(第16条第1項)
- ヘ 委員長(自主規制会議の委員が務める。)は、会議の議長となり、自主規制会議の諮問事項について自主規制会議に報告し又は意見を述べる。(第16条第2項及び第4項)
- ト 副委員長(委員会の委員のうちから、自主規制会議の同意を得て、自主規制会議議長がこれを選任する。)は、委員長を補佐し、委員長が欠け又は事故があるときは、その職務を行い又は代理する。(第16条第3項及び第5項)
- チ 委員会は、随時必要に応じて委員長が招集する。(第17条)
- リ 委員会は、その決議について議決権のある委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決を行うことができない。(第18条)
- ヌ 委員会の議事は、出席した議決権のある委員の過半数の議決権をもって決する。(第19条第1項)
- ル 委員は、1個の議決権を有する。ただし、委員会の決議について特別の利害関係

- を有する場合は、議決権を有しない。(第 19 条第 2 項)
- ヲ 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により議決権を有する委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。(第 20 条)
- ワ 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の同意を得て委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。(第 21 条)
- カ 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成するものとする。(第 22 条)
- コ 委員会は、必要があると認めるときは、自主規制会議の同意を得て小委員会を置き、その審議事項の一部を分担させることができる。(第 23 条第 1 項)
- タ 小委員会の委員は、委員会の委員長が自主規制会議の委員、委員会の委員、常任理事、会員代表者、会員の役員若しくは従業員又は学識経験者のうちから指名する。(第 23 条第 2 項)
- レ 小委員会の委員長及び副委員長は、それぞれ委員会の委員長及び副委員長がこれにあたる。(第 23 条第 3 項)
- ソ 委員会は、議事手続きその他会議の運営に関し必要があると認めるときは、自主規制会議規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。(第 24 条)

特別会員委員会

- イ 自主規制会議に特別会員委員会を置く。(第 25 条第 1 項)
- ロ 特別会員委員会は、特別会員の行う有価証券の売買その他の取引等に係る自主規制に関連する事項について、自主規制会議の諮問に応じ又は自主規制会議に意見を述べるができる。(第 25 条第 2 項)
- ハ 特別会員委員会は、自主規制会議の特別会員委員、特別会員代表者、特別会員の役員若しくは従業員又は学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。(第 26 条)
- 二 特別会員委員会の所管事項は、次に掲げるとおりとする。(第 27 条)
- (イ) 特別会員の行う証券業務に係る規則等の制定及び改廃に関する事項
 - (ロ) 特別会員の加入及び脱退、特別会員代表者及びその代理人、営業所等に関する事項
 - (ハ) 特別会員理事及び特別会員委員の推薦に関する事項
 - (ニ) 特別会員間の紛争の処理に関する事項及び顧客と特別会員間の紛争の処理に関する事項
 - (ホ) 特別会員に対する監査に関する事項
 - (ヘ) 特別会員の会費及び特別会費に関する事項
 - (ト) 特別会員の積立金の管理に関する事項
 - (フ) 特別会員の組織する団体（当該団体を会員とする団体を含む。）に対する業務委託に関する事項
 - (リ) その他特別会員に関する事項
- ホ 特別会員委員会の委員（11 人以内とする。）は、自主規制会議の同意を得て、自主規制会議議長がこれを選任する。(第 28 条第 1 項及び第 2 項)
- ヘ 委員の任期は、1 年（補欠の委員の任期は、前任者の残任期間）とし、委員の任期が満了したときは、その後任の委員が選任されるまでは、前任の委員がその職務を継続して執行する。(第 28 条第 3 項及び第 4 項)
- ト 特別会員委員会に委員長 1 人及び副委員長 1 人又は若干人を置く。(第 29 条第 1 項)
- チ 委員長（自主規制会議の特別会員委員が務める。）は、会議の議長となり、自主

規制会議の諮問事項について自主規制会議に報告し又は意見を述べる。

(第29条第2項及び第4項)

リ 副委員長(特別会員委員会の委員のうちから、自主規制会議の同意を得て、自主規制会議議長がこれを選任する。)は、委員長を補佐し、委員長が欠け又は事故があるときは、その職務を行い又は代理する。(第29条第3項及び第5項)

ヌ (1) チ～ソと同様の規定を、特別会員委員会について整備する。

(第30条～第33条及び第35条～第38条)

ル 委員長は、あらかじめ特別会員委員会の同意を得た範囲において、特別会員委員会の会議の招集を行わず、特別会員委員会の議案を承認することができる。

(第34条)

(2) 「証券戦略会議規則」の制定について(別紙2)

- ・ この規則は、定款第55条の3第11項の規定に基づき、証券戦略会議等(証券戦略会議、証券戦略会議に置く委員会、証券評議会及び地区評議会をいう。以下同じ。)の構成、運営等に関し必要な事項を定める。(第1条)

- ・ 証券戦略会議は、証券戦略会議等の運営に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。(第2条)

証券戦略会議

イ 証券戦略会議の委員の対象を定めた定款55条の3第6項に規定する会員代表者に準ずる者には、定款の施行に関する規則第3条第3項に規定する会員支配会社の役員若しくは従業員を含むものとする。(第3条第1項)

ロ 証券戦略会議議長及び会員委員の選挙は、役員選挙規則に定めるところによる。(第3条第2項)

ハ 議長(定款第55条の3第2項に規定する証券戦略会議議長をいう。(2)において同じ。)及び会員委員の候補者の推薦は、「人事推薦合同委員会規則」に定めるところによる。(第3条第3項)

ニ 委員(定款第55条の3第2項に掲げる者をいう。(2)において同じ。)の任期が満了し又はその全員が辞任したときは、その後任の委員が選挙又は選任されるまでは、前任の委員がその職務を継続して執行する。(第3条第4項)

ホ 委員は、1個の議決権を有する。ただし、証券戦略会議の決議について特別の利害関係を有する場合は、議決権を有しない。(第7条第2項)

ヘ (1) ホ～ト、チ(ただし書を除く。)リ(ただし書を除く。)ヲ及びカ～レと同様の規定を、証券戦略会議について整備する。

(第4条～第6条、第7条第1項及び第3項並びに第8条～第11条)

理事会決議の取扱い

- ・ (1) と同様の規定を、証券戦略会議について整備する。(第12条)

委員会

- ・ (1) と同様の規定を、証券戦略会議について整備する(第13条～第24条)

証券評議会及び業態別評議会

イ 証券戦略会議に置く証券評議会は、業態別評議会それぞれの議長及び副議長1人を委員としてこれを構成する。(第25条第1項)

ロ 証券評議会は、証券戦略会議の所管業務について、証券戦略会議議長の諮問に応じ又は証券戦略会議議長に意見を述べることができる。(第25条第2項)

ハ 証券評議会に議長1人を置き、必要に応じて副議長1人又は若干人を置くことができる。(第26条第1項)

ニ 証券評議会の議長及び副議長は、委員の互選によりこれを選任する。

(第26条第2項)

ホ 証券戦略会議は、証券評議会に業態別評議会を置くことができる。

(第28条第1項)

- ヘ 業態別評議会は、証券戦略会議の所管業務について、証券評議会議長の諮問に応じ、証券評議会に意見を述べることができる。 (第28条第2項)
 - ト 業態別評議会は、会員代表者又はこれに準ずる者(定款の施行に関する規則第3条第3項に規定する会員支配会社の役員若しくは従業員を含む。)を委員としてこれを構成する。
 - チ 業態別評議会は、当該業態別評議会の委員となる会員代表者から、その設置について書面(申請に係る業態別評議会の名称、議長及び副議長の氏名、参加する会員名等を記載するものとする。)をもって証券戦略会議議長に申請があった場合に、証券戦略会議の決議によりこれを設置する。 (第29条第1項及び第2項)
 - リ 証券戦略会議議長は、上記チに係る決議を行った場合は、当該決議の内容について、当該申請に係る会員の会員代表者に書面をもって通知するとともに、会員に通知する。 (第29条第3項)
 - ヌ 証券戦略会議議長は、上記チにおいて、業態別評議会を設置しない決議を行った場合には、当該決議の内容及び理由について、当該申請に係る会員の会員代表者に書面をもって通知する。 (第29条第4項)
 - ル 証券戦略会議は、業態別評議会の構成、運営等に関し必要な事項を、「業態別評議会運営要綱」をもって定める。 (第29条第5項)
- 地区評議会及び地区別評議会
- イ 現行の地区連絡委員会の体制を地区評議会に移行し、所要の整備を図る。 (第30条及び第31条)
 - ロ 現行の地区評議員会の体制を地区別評議会に移行し、所要の整備を図る。 (第33条～第44条)
- (3) 「総務委員会規則」の制定について(別紙3)
- ・ この規則は、定款第55条の4第10項の規定に基づき、総務委員会等(総務委員会及び総務委員会に置く財務分科会をいう。以下同じ。)の構成、運営等に関し必要な事項を定める。 (第1条)
 - ・ 総務委員会は、総務委員会等の運営に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。 (第2条)
- 総務委員会
- イ 定款第55条の4第5項に規定する会員代表者に準ずる者には、定款の施行に関する規則第3条第3項に規定する会員支配会社の役員若しくは従業員を含むものとする。 (第3条第1項)
 - ロ 総務委員会委員長の選挙は、役員選挙規則に定めるところによる。 (第3条第2項)
- ハ 会員委員、特別会員委員の候補者の推薦は、「人事推薦合同委員会規則」に定めるところによる。 (第3条第3項)
- ニ 委員(定款第55条の4第2項に掲げる者をいう。(3)において同じ。)の任期が満了し又はその全員が辞任したときは、その後任の委員が選挙又は選任されるまでは、前任の委員がその職務を継続して執行する。 (第3条第4項)
- ホ 委員長及び会員委員は、1個の議決権を有する。ただし、総務委員会の決議について特別の利害関係を有する場合は、議決権を有しない。 (第7条第2項)
- ヘ 特別会員委員は、1個の議決権を有する。ただし、会員のみに係る事項の議事の場合及び総務委員会の決議について特別の利害関係を有する場合は、議決権を有しない。 (第7条第3項)
- ト 総務委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成するものとする。 (第9条)
- チ 総務委員会は、必要があると認めるときは、その所管事項のうち特別会員に係るものについて、特別会員委員会の意見を聞くことができる。 (第10条)

リ (1) ホ～チ、リ(ただし書を除く。) ヨ及びレと同様の規定を、総務委員会について整備する。

(第4条～第6条、第7条第1項、第8条、第9条及び第11条)

財務分科会

イ 財務分科会は、総務委員会の委員、会員代表者、会員の役員若しくは従業員又は学識経験者のうちから選任する委員11人以内で構成する。(第11条第1項)

ロ 財務分科会は、次に掲げる事項について、総務委員会委員長の諮問に応じ又は総務委員会委員長に意見を述べるができる。(第11条第2項)

(イ) 本協会の予算編成方針の審査に関する事項

(ロ) 本協会の決算報告の審査に関する事項

ハ 財務分科会の委員は、総務委員会の同意を得て、総務委員会委員長がこれを選任する。(第12条第1項)

ニ 委員の任期は、1年(補欠の委員の任期は、前任者の残任期間)とし、委員の任期が満了したときは、その後任の委員が選任されるまでは、前任の委員がその職務を継続して執行する。(第12条第2項及び第3項)

ホ 財務分科会に委員長1人を置き、必要に応じて副委員長1人又は若干人を置くことができる。(第13条第1項)

ヘ 財務分科会の委員長は、総務委員会委員長が、総務委員会の同意を得て、総務委員会委員のうちからこれを選任する。(第13条第2項)

ト 財務分科会の副委員長は、総務委員会委員長が、総務委員会の同意を得て、財務分科会委員のうちからこれを選任する。(第13条第3項)

(4) 「人事推薦合同委員会規則」の制定について(別紙4)

・ この規則は、自主規制会議規則第3条第3項、証券戦略会議規則第3条第3項及び総務委員会規則第3条第3項の規定に基づき、人事推薦合同委員会等(人事推薦合同委員会、自主規制会議人事推薦委員会及び証券戦略会議人事推薦委員会をいう。以下同じ。)の構成、運営等に関し、必要な事項を定める。(第1条)

・ 理事会は、人事推薦合同委員会等の運営に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。(第2条)

人事推薦合同委員会

イ 人事推薦合同委員会は、会長、(4)に掲げる自主規制会議人事推薦委員会を構成する者及び(4)に掲げる証券戦略会議人事推薦委員会を構成する者を委員として構成する。(第3条)

ロ 人事推薦合同委員会は、会長、公益理事(自主規制会議議長を除く。) 会員理事(証券戦略会議議長を除く。) 会員監事、特別会員理事、常任理事及び常任監事並びに総務委員会委員の候補者を推薦し、理事会に意見を述べるができる。

(第3条第2項)

ハ 人事推薦合同委員会の委員長は、会長が務める。(第4条)

ニ 人事推薦合同委員会は、必要に応じ、副委員長1人又は若干人を置くことができる。(第4条第2項)

ホ 人事推薦合同委員会は、随時必要に応じて委員長が招集する。(第5条)

ヘ 人事推薦合同委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決を行うことができない。(第6条)

ト 人事推薦合同委員会の議事は、出席した委員(1個の議決権を有する。)の議決権の過半数をもって決する。(第7条第1項及び第2項)

チ 人事推薦合同委員会の一の議案につき、賛成とする意見と反対とする意見が同数である場合は、委員長が決する。(第7条第3項)

リ 委員長は、必要があると認めるときは、人事推薦合同委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、人事推薦合同委員会の決議

に代えることができる。この場合、書面以外の方法により議決権を有する者の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。（第8条）

又 委員長は、必要があると認めるときは、人事推薦合同委員会の同意を得て委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。（第9条）

自主規制会議人事推薦委員会

イ 自主規制会議人事推薦委員会は、自主規制会議を構成する者のうちから選任する若干人を委員として構成する。（第10条第1項）

ロ 自主規制会議人事推薦委員会は、自主規制会議議長、同会議の公益委員、会員委員及び特別会員委員の候補者を推薦し、理事会に意見を述べることができる。（第10条第2項）

ハ 自主規制会議人事推薦委員会の委員は、自主規制会議の同意を得て、自主規制会議議長がこれを選任する。（第11条）

ニ 自主規制会議人事推薦委員会の委員長は、自主規制会議議長が務める。（第12条第1項）

ホ 自主規制会議人事推薦委員会は、必要に応じ、副委員長1人又は若干人を置くことができる。（第12条第2項）

ヘ (4) ホ～又と同様の規定を、自主規制会議人事推薦委員会について整備する。（第13条）

証券戦略会議人事推薦委員会

・ (4) と同様の規定を、証券戦略会議人事推薦委員会について整備する。

（第14条～第17条）

(5) 「監事会規則」の制定について（別紙5）

この規則は、定款第59条の2第3項の規定に基づき、本協会の監事会に関して必要な事項を定める。（第1条）

監事会は、監事の全員をもって構成する。（第2条）

監事会は、3月に1回以上開催する。また、必要があるときは、随時、監事会を開催することができる。（第3条）

監事会はあらかじめ招集者を定めることができる。ただし、他の監事が招集することを妨げない。（第4条第1項）

議長は、上記（ただし書を除く。）に掲げるあらかじめ定められた招集者が務める。（第4条第2項）

監事会の決議は、監事の過半数をもって行う。（第5条）

監査の方針、監査計画、監査の方法、監査業務の分担及び監査費用の予算、その他監事の職務を遂行するうえで必要と認めた事項は、監査開始にあたり、監事会において策定する。（第6条）

監事は、自らの職務執行状況について監事会に随時報告するとともに監事会の求めがあるときはいつでも報告しなければならない。（第7条第1項）

会計監査人又は理事、常務執行役（(5)において「役員等」という。）若しくはその他の者から報告を受けた監事は、これを監事会に報告しなければならない。（第7条第2項）

監事は、必要に応じて監事会において、会計監査人又は役員等若しくはその他の者から報告を受けることができる。（第8条）

監事会は、役員等から本協会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した旨の報告を受けた場合及び会計監査人から役員等の職務遂行に関する不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実を発見した旨の報告を受けた場合には、その調査の可否を協議する。（第9条）

監事会は、役員等から計算書類等を、会計監査人から監査報告書等を受領する。

(第10条第1項)
監事会は、監査報告書記載事項等について監事の報告を受け、協議のうえ監査報告書を作成する。(第10条第2項)

異なる意見がある場合には、その監事の意見を監査報告書に付記するものとする。(第10条第3項)

監査報告書には各監事が署名押印する。常任監事は常任である旨を記載する。(第10条第4項)

会計監査人の選任、解任若しくは再任しないことに関する総会付議議案について決議する。会計監査人を解任する場合は、全員一致の決議による。(第11条)

監事の選任については、人事推薦合同委員会は監事会の同意を得て候補者を推薦し、その推薦に基づき理事会が決議したうえで、会員監事については会員選挙を行い、総会においてその結果を報告、また、常任監事については総会において選任する。(第12条)

監事は、次に掲げる事項に関する職務を遂行する場合又は義務を履行する場合には、事前に監事会において協議をすることができる。(第13条)

イ 会員より総会前に監事に対して書面による質問があったときの説明

ロ 理事会に対する報告等

ハ 総会提出の議案及び書類に関する意見

ニ 役員等の違法行為に対する差止め請求

ホ その他訴訟提起等に関する事項

監事会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、出席した監事がこれに署名するものとし、10年間保存しなければならない。

(第14条)

(6) 「定款の施行に関する規則」の一部改正について(別紙6)

自主規制会議、証券戦略会議、総務委員会その他の委員会等(証券評議会、業態別評議会、地区評議会及び地区別評議会を含む。)の委員は、その職務に関して知り得た秘密を洩らし、又は盗用してはならないこととする。(第15条)

次に掲げるとおり、理事並びに自主規制会議、証券戦略会議及び総務委員会を構成する者の兼任の禁止等の規定の整備を図る。(第17条)

イ 理事は、定款に定めのある場合を除き、自主規制会議、証券戦略会議及び総務委員会の委員を兼ねてはならない。

ロ 理事は、自主規制会議及び証券戦略会議それぞれの下に置く委員会の委員長及び委員並びに総務委員会の下に置く財務分科会の委員長及び委員を兼ねてはならない。

ハ 自主規制会議、証券戦略会議及び総務委員会の一を構成する者は、他を構成する者及び他に置く委員会の委員長を兼ねてはならない。

ニ 会員理事、自主規制会議、証券戦略会議及び総務委員会の一を構成する者は、証券評議会及び地区評議会の委員を兼ねることができる。

(7) 「役員選挙規則」の一部改正について(別紙7)

本規則は、会員理事、特別会員理事及び会員監事並びに自主規制会議の会員委員及び特別会員委員並びに証券戦略会議の議長及び会員委員並びに総務委員会委員長の選挙に関し必要な事項を定めることとする。(第1条)

選挙の種類は、会員選挙(会員理事及び会員監事並びに自主規制会議の会員委員並びに証券戦略会議の議長及び会員委員並びに総務委員会委員長に係る選挙をいう。)及び特別会員選挙(特別会員理事及び自主規制会議の特別会員委員に係る選挙をいう。)とする。(第2条)

会長が特別の事由がある場合に選任する選挙立会人を、常任理事又は常任監事から本協会の役職員に改める。(第6条第1項)

会員代表者は、選挙立会人の事務を管理する権限を、当該会員の役員又は従業員 1 人に委任することができることとする。(第 6 条第 4 項新設)

理事会が、会員選挙に関し、自主規制会議又は証券戦略会議の人事推薦委員会若しくは人事推薦合同委員会の推薦に基づき役員等の候補者を決議した場合は、当該決議に係る候補者は、会員選挙の日時等の通知の日当該会員選挙に係る立候補届出書を本協会に提出したものとみなす。(第 7 条新設)

投票の方法について、会員選挙の期日に、指定投票所(本協会が会員毎に指定する投票所をいう。)において、その会員選挙について選挙権のある会員代表者がこれを行う方法のほか、次に掲げる方法のいずれかにより、投票を行うことができることとする。(第 12 条)

イ 会員選挙の期日に指定投票所において、選挙人代理人(会員選挙の期日に指定投票所において投票を行う権限を、会員代表者から委任された当該会員の役員 1 人をいう。)に投票を行わせる方法

ロ 会員選挙の期日に、指定投票所以外の投票所において投票を行う方法

ハ 補充立候補締切日の翌日から会員選挙の期日の前日までの間に、指定投票所において投票を行う方法

ニ 補充立候補締切日の翌日から会員選挙の期日の前日までの間に、郵便等を利用して投票を行う方法

投票の方法について、投票用紙に役員の候補者の氏名を記載する方法から、役員等の候補者の氏名の一欄を記載した投票用紙に、投票しようとする候補者に対して、役員等の定数と同じ数の○の記号を、投票用紙の所定の欄に記載する方法に改める。

(第 14 条)

特別会員選挙は、会員選挙の規定を準用して行うこととする。(第 23 条)
その他所要の整備を図る。

(8) 「常設委員会及び特別委員会規則」の一部改正について(別紙 8)

本規則は、特別委員会の構成、運営等に関し必要な事項を定めることとし、常設委員会に関する規定を削り、標題を「特別委員会規則」に改める。

(標題、第 1 条～第 14 条及び別表)

特別委員会は、理事、会員代表者、特別会員代表者、協会員の役員若しくは従業員(定款の施行に関する規則第 3 条第 3 項に規定する会員支配会社の役員若しくは従業員を含む。)又は学識経験者のうちから選任する委員をもって構成することとする。

(第 15 条)

専門委員及び調査員に関する規定を削る。(第 25 条及び第 26 条)
その他所要の整備を図る。

(9) 「規律委員会規則」の一部改正について(別紙 9)

規律委員会は、自主規制会議を構成する者及び学識経験者のうちから選任する委員をもって構成することとする。(第 2 条)

委員長及び副委員長は、委員のうちから、自主規制会議の同意を得て、自主規制会議議長がこれを選任することとする。

その他所要の整備を図る。

(10) 「特別会員規律委員会規則」の一部改正について(別紙 10)

特別会員規律委員会は、自主規制会議を構成する者、特別会員代表者及び学識経験者のうちから選任する委員をもって構成することとする。(第 2 条)

委員長及び副委員長は、委員のうちから、自主規制会議の同意を得て、自主規制会議議長がこれを選任することとする。

その他所要の整備を図る。

(11) 「地区協会規則」の一部改正について(別紙 11)

地区会長は、会長がその地区協会の管轄区域内に本店(外証法第 3 条に規定する主

たる支店を含む。)が所在する会員の会員代表者のうちから、これを選任することとする。(第4条第1項)

地区副会長は、地区会長が、その地区協会の管轄区域内に本店が所在する会員の会員代表者のうちから、これを選任することとする。(第4条第2項)

その他所要の整備を図る。

(12) 「地区規律委員会規則」の一部改正について(別紙12)

地区規律委員会は、その地区協会に所属する会員の会員代表者、地区協会規則に定める地区会員代表者(以下「地区会員代表者」という。)役員若しくは従業員又は学識経験者のうちから選任する委員をもって構成することとする。(第2条)

委員長及び副委員長は、委員のうちから、地区会長の推せんにより、自主規制会議長の同意を得て、会長がこれを選任することとする。(第4条第2項)

その他所要の整備を図る。

(13) 「証券外務員等資格試験規則」の一部改正について(別紙13)

証券外務員等資格試験委員会を構成する者について、理事を自主規制会議の委員に改める。(第3条)

委員は、自主規制会議の同意を得て、自主規制会議議長がこれを選任することとする。(第4条)

委員長及び副委員長は、委員のうちから、自主規制会議の同意を得て、自主規制会議議長がこれを選任することとする。(第5条第2項)

委員会は、試験の執行に関する事項及び試験の結果について自主規制会議議長に報告することとする。(第11条)

その他所要の整備を図る。

(14) 「経理規則」の一部改正について(別紙14)

地区特別事業会計の予算及び決算については、地区別評議会の同意を得ることとする。(第6条第3項)

経理業務を掌理する者を、財務担当役員から財務担当責任者に改め、常任理事又は常務執行役のうちからこれを定めることとする。(第8条)

その他所要の整備を図る。

(15) 「特別会員委員会規則」、「地区評議員会規則」及び「投票以外の方法により会員理事及び会員監事を選出する場合の取扱いについて」(理事会決議)の廃止について(別紙15)

標記規則及び理事会決議は、平成16年6月30日付けをもって廃止することとする。

3. 実施の時期

(1) 「自主規制会議規則」、「証券戦略会議規則」、「総務委員会規則」、「人事推薦合同委員会規則」及び「監事会規則」は、平成16年7月1日から施行する。

(2) 「役員選挙規則」の改正は、定款改正認可の日から施行する。

(3) その他の規則の改正は、平成16年7月1日から施行する。

(4) 「特別会員委員会規則」、「地区評議員会規則」及び「投票以外の方法により会員理事及び会員監事を選出する場合の取扱いについて」(理事会決議)は、平成16年6月30日付けをもって廃止することとする。

以 上

自主規制会議規則

平成16年6月4日
日本証券業協会

第 1 章 総則

(目的)

第1条 この規則は、定款第55条の2第12項の規定に基づき、自主規制会議等(自主規制会議、自主規制会議に置く委員会及び特別会員委員会をいう。以下同じ。)の構成、運営等に関し必要な事項を定める。

(議事細則)

第2条 自主規制会議は、自主規制会議等の運営に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。

第 2 章 自主規制会議

(委員)

第3条 定款第55条の2第6項に規定する会員代表者に準ずる者には、定款の施行に関する規則第3条第3項に規定する会員支配会社の役員若しくは従業員を含むものとする。

2 会員委員及び特別会員委員の選挙は、役員選挙規則に定めるところによる。

3 議長(定款第55条の2第2項に規定する自主規制会議議長をいう。第11条までにおいて同じ。)公益委員、会員委員及び特別会員委員の候補者の推薦は、「人事推薦合同委員会規則」に定めるところによる。

4 委員(定款第55条の2第2項に掲げる者をいう。第11条までにおいて同じ。)の任期が満了し又はその全員が辞任したときは、その後任の委員が選挙又は選任されるまでは、前任の委員がその職務を継続して執行する。

(副議長)

第4条 自主規制会議に副議長1人又は若干人を置く。

2 副議長は、委員のうちから、自主規制会議の同意を得て、自主規制会議議長がこれを選任する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長が欠け又は事故があるときはその職務を行い又は代理する。

(自主規制会議の招集)

第5条 自主規制会議は、随時必要に応じて議長が招集する。

(定足数)

第6条 自主規制会議は、その決議について議決権のある委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決を行うことができない。ただし、特別会員委員が議決権を有する議事以外の議事にあっては、特別会員委員以外の議決権を有する委員の過半数の出席で足りるものとする。

(議決)

第7条 自主規制会議の議事は、出席した委員の議決権の過半数をもって決する。ただし、定款第25条第3項ただし書による同条第5項に掲げる処分にあつては、同項に規定するところによる。

2 議長、会員委員、公益委員、会長及び自主規制会議に委任された業務の執行責任者は、1個の議決権を有する。ただし、自主規制会議の決議について特別の利害関係を有する場合は、議決権を有しない。

3 特別会員委員は、1個の議決権を有する。ただし、会員のみに係る有価証券の売買その他の取引等に関する自主規制に関連する議事の場合及び自主規制会議の決議について特別の

利害関係を有する場合は、議決権を有しない。

4 自主規制会議の一の議案につき、賛成とする意見と反対とする意見が同数である場合は、議長が決する。

5 第1項において、証取法第76条に規定する店頭売買有価証券に関する規則の制定、改正又は廃止に係る自主規制会議の決議は、金融庁長官の認可を得たのちでなければその効力を生じない。

(理事会との関係)

第8条 自主規制会議は、委任された事項に係る決議の内容を理事会に報告するものとする。

(書面等による自主規制会議)

第9条 議長は、必要があると認めるときは、自主規制会議の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、自主規制会議の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により議決権を有する者の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。

2 第7条の規定は、前項の場合における決議についてこれを準用する。

(議事録)

第10条 自主規制会議の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、議長並びに自主規制会議に出席した委員がこれに署名するものとする。

2 前条第1項に規定する書面による自主規制会議の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た文書をもってこれに代えることができる。

(委員以外の者の出席)

第11条 議長は、必要があると認めるときは、自主規制会議の同意を得て委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

第3章 理事会決議の取扱い

(理事会決議)

第12条 定款第50条第2項各号に掲げる事項に係る理事会決議の改正及び廃止は、自主規制会議の決議によりこれを行う。

2 前項の規定により、自主規制会議が、理事会決議の改正を決議した場合は、当該理事会決議は、自主規制会議決議としてこれを取り扱う。

第4章 委員会

(委員会)

第13条 定款第55条の2第11項の規定により自主規制会議に置く委員会は、自主規制会議の所管業務について、自主規制会議の諮問に応じ又は自主規制会議に意見を述べることができる。

(構成)

第14条 委員会は、自主規制会議の委員、会員代表者、会員の役員若しくは従業員（定款の施行に関する規則第3条第3項に規定する会員支配会社の役員若しくは従業員を含む。以下同じ。）又は学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。

(委員)

第15条 委員会の委員は、自主規制会議の同意を得て、自主規制会議議長がこれを選任する。

2 委員の数は、11人以内とする。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の任期が満了したときは、その後任の委員が選任されるまでは、前任の委員がその職務を継続して執行する。

(委員長及び副委員長)

第16条 委員会に委員長1人及び副委員長1人又は若干人を置く。

2 委員長は、自主規制会議の委員のうちから、自主規制会議の同意を得て、自主規制会議議長がこれを選任する。

3 副委員長は、委員会の委員のうちから、自主規制会議の同意を得て、自主規制会議議長がこれを選任する。

4 委員長は、会議の議長となり、自主規制会議の諮問事項について自主規制会議に報告し又は意見を述べる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠け又は事故があるときは、その職務を行い又は代理する。

(委員会の招集)

第17条 委員会は、随時必要に応じて委員長が招集する。

(定足数)

第18条 委員会は、その決議について議決権のある委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決を行うことができない。

(議決)

第19条 委員会の議事は、出席した委員の議決権の過半数をもって決する。

2 委員は、1個の議決権を有する。ただし、委員会の決議について特別の利害関係を有する場合は、議決権を有しない。

(書面等による委員会)

第20条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により議決権を有する委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。

2 前条の規定は、前項の場合における決議についてこれを準用する。

(委員以外の者の出席)

第21条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の同意を得て委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(議事録)

第22条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成する。

2 第20条第1項に規定する書面による委員会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た文書をもってこれに代えることができる。

(小委員会)

第23条 委員会は、必要があると認めるときは、自主規制会議の同意を得て小委員会を置き、その審議事項の一部を分担させることができる。

2 小委員会の委員は、委員会の委員長が自主規制会議の委員、委員会の委員、常任理事、会員代表者、会員の役員若しくは従業員又は学識経験者のうちから指名する。

3 小委員会の委員長及び副委員長は、それぞれ委員会の委員長及び副委員長がこれにあたる。

4 第16条第4項及び第5項並びに第17条から前条までの規定は、小委員会について準用する。この場合、これらの規定中、「自主規制会議」とあるのは「委員会」と、「諮問事項」とあるのは「審議分担事項」と、「委員会」とあるのは「小委員会」と、それぞれ読み替える。

(議事細則)

第24条 委員会は、議事手続きその他会議の運営に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。

第5章 特別会員委員会

(特別会員委員会)

第25条 自主規制会議に特別会員委員会を置く。

2 特別会員委員会は、特別会員の行う有価証券の売買その他の取引等に係る自主規制に関連する事項について、自主規制会議の諮問に応じ又は自主規制会議に意見を述べることができる。

(構成)

第26条 特別会員委員会は、自主規制会議の特別会員委員、特別会員代表者、特別会員の役員若しくは従業員又は学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。

(所管事項)

第27条 特別会員委員会の所管事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 特別会員の行う証券業務に係る規則等の制定及び改廃に関する事項
- 2 特別会員の加入及び脱退、特別会員代表者及びその代理人、営業所等に関する事項
- 3 特別会員理事及び特別会員委員の推薦に関する事項
- 4 特別会員間の紛争の処理に関する事項及び顧客と特別会員間の紛争の処理に関する事項
- 5 特別会員に対する監査に関する事項
- 6 特別会員の会費及び特別会費に関する事項
- 7 特別会員の積立金の管理に関する事項
- 8 特別会員の組織する団体（当該団体を会員とする団体を含む。）に対する業務委託に関する事項
- 9 その他特別会員に関する事項

(委員)

第28条 特別会員委員会の委員は、自主規制会議の同意を得て、自主規制会議議長がこれを選任する。

- 2 委員の数は、11人以内とする。
- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の任期が満了したときは、その後任の委員が選任されるまでは、前任の委員がその職務を継続して執行する。

(委員長及び副委員長)

第29条 特別会員委員会に委員長1人及び副委員長1人又は若干人を置く。

- 2 委員長は、自主規制会議の特別会員委員が務める。
- 3 副委員長は、特別会員委員会の委員のうちから、自主規制会議の同意を得て、自主規制会議議長がこれを選任する。
- 4 委員長は、会議の議長となり、自主規制会議の諮問事項について自主規制会議に報告し又は意見を述べる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠け又は事故があるときは、その職務を行い又は代理する。

(特別会員委員会の招集)

第30条 特別会員委員会は、随時必要に応じて委員長が招集する。

(定足数)

第31条 特別会員委員会は、その決議について議決権のある委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決を行うことができない。

(議決)

第32条 特別会員委員会の議事は、出席した委員の議決権の過半数をもって決する。

- 2 委員は、1個の議決権を有する。ただし、特別会員委員会の決議について特別の利害関係を有する場合は、議決権を有しない。

(書面等による特別会員委員会)

第33条 委員長は、必要があると認めるときは、特別会員委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、特別会員委員会の決議に代えることができ

る。この場合、書面以外の方法により議決権を有する委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。

2 前条の規定は、前項の場合における決議についてこれを準用する。

(委員長による議案の承認)

第34条 委員長は、あらかじめ特別会員委員会の同意を得た範囲において、特別会員委員会の会議の招集を行わず、特別会員委員会の議案を承認することができる。

(議事録)

第35条 特別会員委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成する。

2 第33条第1項に規定する書面による特別会員委員会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た文書をもってこれに代えることができる。

(委員以外の者の出席)

第36条 委員長は、必要があると認めるときは、特別会員委員会の同意を得て委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(小委員会)

第37条 特別会員委員会は、必要があると認めるときは、自主規制会議の同意を得て小委員会を置き、その審議事項の一部を分担させることができる。

2 小委員会の委員は、特別会員委員会の委員長が自主規制会議の特別会員委員、特別会員委員会の委員、常任理事、特別会員代表者、特別会員の役員若しくは従業員又は学識経験者のうちから指名する。

3 小委員会の委員長及び副委員長は、それぞれ特別会員委員会の委員長及び副委員長がこれにあたる。

4 第29条第4項及び第5項並びに第30条から第33条並びに第35条から前条までの規定は、小委員会について準用する。この場合、これらの規定中「自主規制会議」とあるのは「特別会員委員会」と、「諮問事項」とあるのは「審議分担事項」と、「特別会員委員会」とあるのは「小委員会」と、それぞれ読み替える。

(議事細則)

第38条 特別会員委員会は、議事手続きその他会議の運営に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。

付 則

1. この規則は、平成16年7月1日から施行する。
2. 第12条の規定により自主規制会議の決議により改正及び廃止を行う理事会決議は、平成16年6月30日現在において有効なものとする。

証券戦略会議規則

平成16年6月4日
日本証券業協会

第 1 章 総則

(目的)

第1条 この規則は、定款第55条の3第11項の規定に基づき、証券戦略会議等(証券戦略会議、証券戦略会議に置く委員会、証券評議会及び地区評議会をいう。以下同じ。)の構成、運営等に関し必要な事項を定める。

(議事細則)

第2条 証券戦略会議は、証券戦略会議等の運営に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。

第 2 章 証券戦略会議

(委員)

第3条 定款第55条の3第6項に規定する会員代表者に準ずる者には、定款の施行に関する規則第3条第3項に規定する会員支配会社の役員若しくは従業員を含むものとする。

2 証券戦略会議議長及び会員委員の選挙は、役員選挙規則に定めるところによる。

3 議長(定款第55条の3第2項に規定する証券戦略会議議長をいう。第11条までにおいて同じ。)及び会員委員の候補者の推薦は、「人事推薦合同委員会規則」に定めるところによる。

4 委員(定款第55条の3第2項に掲げる者をいう。第11条までにおいて同じ。)の任期が満了し又はその全員が辞任したときは、その後任の委員が選挙又は選任されるまでは、前任の委員がその職務を継続して執行する。

(副議長)

第4条 証券戦略会議に副議長1人又は若干人を置く。

2 副議長は、委員のうちから、証券戦略会議の同意を得て、証券戦略会議議長がこれを選任する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長が欠け又は事故があるときはその職務を行い又は代理する。

(証券戦略会議の招集)

第5条 証券戦略会議は、随時必要に応じて議長がこれを招集する。

(定足数)

第6条 証券戦略会議は、その決議について議決権のある委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決を行うことができない。

(議決)

第7条 証券戦略会議の議事は、出席した委員の議決権の過半数をもって決する。

2 委員は、1個の議決権を有する。ただし、証券戦略会議の決議について特別の利害関係を有する場合は、議決権を有しない。

3 証券戦略会議の一の議案につき、賛成とする意見と反対とする意見が同数である場合は、議長が決する。

(理事会との関係)

第8条 証券戦略会議は、委任された事項に係る決議の内容を理事会に報告するものとする。

(書面等による証券戦略会議)

第9条 議長は、必要があると認めるときは、証券戦略会議の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、証券戦略会議の決議に代えることができる。この

場合、書面以外の方法により議決権を有する者の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。

2 第7条の規定は、前項の場合における決議についてこれを準用する。

(議事録)

第10条 証券戦略会議の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、議長並びに証券戦略会議に出席した委員がこれに署名するものとする。

2 前条第1項に規定する書面による証券戦略会議の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た文書をもってこれに代えることができる。

(委員以外の者の出席)

第11条 議長は、必要があると認めるときは、証券戦略会議の同意を得て委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

第3章 理事会決議の取扱い

(理事会決議)

第12条 定款第50条第3項各号に掲げる事項に係る理事会決議の改正及び廃止は、証券戦略会議の決議によりこれを行う。

2 前項の規定により、証券戦略会議が、理事会決議の改正を決議した場合は、当該理事会決議は、証券戦略会議決議としてこれを取り扱う。

第4章 委員会

(委員会)

第13条 定款第55条の3第9項の規定により証券戦略会議に置く委員会は、証券戦略会議の所管業務について、証券戦略会議の諮問に応じ又は証券戦略会議に意見を述べることができる。

(構成)

第14条 委員会は、証券戦略会議の委員、会員代表者、会員の役員若しくは従業員(定款の施行に関する規則第3条第3項に規定する会員支配会社の役員若しくは従業員を含む。以下同じ。)又は学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。

(委員)

第15条 委員会の委員は、証券戦略会議の同意を得て、証券戦略会議議長がこれを選任する。

2 委員の数は、11人以内とする。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の任期が満了したときは、その後任の委員が選任されるまでは、前任の委員がその職務を継続して執行する。

(委員長及び副委員長)

第16条 委員会に委員長1人及び副委員長1人又は若干人を置く。

2 委員長は、証券戦略会議の委員のうちから、証券戦略会議の同意を得て、証券戦略会議議長がこれを選任する。

3 副委員長は、委員会の委員のうちから、証券戦略会議の同意を得て、証券戦略会議議長がこれを選任する。

4 委員長は、会議の議長となり、証券戦略会議の諮問事項について証券戦略会議に報告し又は意見を述べる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠け又は事故があるときは、その職務を行い又は代理する。

(委員会の招集)

第 17 条 委員会は、随時必要に応じて委員長が招集する。

(定足数)

第 18 条 委員会は、その決議について議決権のある委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決を行うことができない。

(議決)

第 19 条 委員会の議事は、出席した委員の議決権の過半数をもって決する。

2 委員は、1 個の議決権を有する。ただし、委員会の決議について特別の利害関係を有する場合は、議決権を有しない。

(書面等による委員会)

第 20 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により議決権を有する委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。

2 前条の規定は、前項の場合における決議についてこれを準用する。

(委員以外の者の出席)

第 21 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の同意を得て委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(議事録)

第 22 条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成する。

2 第20条第 1 項に規定する書面による委員会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た文書をもってこれに代えることができる。

(小委員会)

第 23 条 委員会は、必要があると認めるときは、証券戦略会議の同意を得て小委員会を置き、その審議事項の一部を分担させることができる。

2 小委員会の委員は、委員会の委員長が証券戦略会議の委員、委員会の委員、会員代表者、会員の役員若しくは従業員又は学識経験者のうちから指名する。

3 小委員会の委員長及び副委員長は、それぞれ委員会の委員長及び副委員長がこれにあたる。

4 第16条第 4 項及び第 5 項並びに第17条から前条までの規定は、小委員会について準用する。この場合、これらの規定中「証券戦略会議」とあるのは「委員会」と、「諮問事項」とあるのは「審議分担事項」と、「委員会」とあるのは「小委員会」と、それぞれ読み替える。

(議事細則)

第 24 条 委員会は、議事手続きその他会議の運営に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。

第 5 章 証券評議会及び業態別評議会

(証券評議会)

第 25 条 証券戦略会議に置く証券評議会は、業態別評議会それぞれの議長及び副議長 1 人を委員としてこれを構成する。

2 証券評議会は、証券戦略会議の所管業務について、証券戦略会議議長の諮問に応じ又は証券戦略会議議長に意見を述べるができる。

(議長及び副議長)

第 26 条 証券評議会に議長 1 人を置き、必要に応じて副議長 1 人又は若干人を置くことができる。

2 証券評議会の議長及び副議長は、委員の互選によりこれを選任する。

(会議の招集、定足数、議決等)

第 27 条 第16条第4項及び第5項並びに第17条から第22条までの規定は、証券評議会について準用する。この場合、これらの規定中「委員会」とあるのは「証券評議会」と、「委員長」とあるのは「議長」と、それぞれ読み替える。

(業態別評議会)

第 28 条 証券戦略会議は、証券評議会に業態別評議会を置くことができる。

2 業態別評議会は、証券戦略会議の所管業務について、証券評議会議長の諮問に応じ又は証券評議会に意見を述べることができる。

3 業態別評議会は、会員代表者又はこれに準ずる者（定款の施行に関する規則第3条第3項に規定する会員支配会社の役員若しくは従業員を含む。）を委員としてこれを構成する。

(業態別評議会の設置)

第 29 条 業態別評議会は、当該業態別評議会の委員となる会員代表者から、その設置について書面をもって証券戦略会議議長に申請があった場合に、証券戦略会議の決議によりこれを設置する。

2 第1項に規定する書面には、申請に係る業態別評議会の名称、議長及び副議長の氏名、参加する会員名等を記載するものとする。

3 証券戦略会議議長は、第1項に係る決議を行った場合は、当該決議の内容について、当該申請に係る会員の会員代表者に書面をもって通知するとともに、会員に通知する。

4 証券戦略会議議長は、第1項において、業態別評議会を設置しない決議を行った場合には、当該決議の内容及び理由について、当該申請に係る会員の会員代表者に書面をもって通知する。

5 証券戦略会議は、業態別評議会の構成、運営等に関し必要な事項を、「業態別評議会運営要綱」をもって定める。

第 6 章 地区評議会及び地区別評議会

(地区評議会)

第 30 条 地区評議会は、証券戦略会議の所管業務について、証券戦略会議議長の諮問に応じ又は証券戦略会議議長に意見を述べることができる。

2 地区評議会は、地区会長を委員としてこれを構成する。

3 委員の任期は、地区会長の任期による。

(議長及び副議長)

第 31 条 地区評議会に議長 1 人を置き、必要に応じて副議長 1 人又は若干人を置くことができる。

2 地区評議会の議長及び副議長は、委員の互選によりこれを選任する。

(会議の招集、定足数、議決等)

第 32 条 第16条第4項及び第5項並びに第17条から第22条までの規定は、地区評議会について準用する。この場合、これらの規定中「委員会」とあるのは「地区評議会」と、「委員長」とあるのは「議長」と、それぞれ読み替える。

(地区別評議会)

第 33 条 地区協会に地区別評議会を置く。

2 地区別評議会は、別表に定めるところにより、地区協会ごとに会員代表者又は地区協会規則に定める地区会員代表者（以下「地区会員代表者」という。）のうちから選任する地区別評議会委員をもって構成する。

3 地区別評議会は、地区協会の業務運営に関する重要事項について地区会長の諮問に応じ又は地区会長に意見を述べることができる。

4 第2項に規定する地区別評議会委員は、それぞれ地区協会ごとにその管轄区域内に本店(外

証法第3条に規定する主たる支店を含む。以下同じ。)が所在する会員の会員代表者(本協会の役員である者を除く。)及びその管轄区域内に本店以外の支店その他の営業所が所在する会員の地区会員代表者のうちから、地区会長が、その地区の会員代表者及び地区会員代表者の同意を得て、これを選任する。

5 地区別評議会委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の地区別評議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 地区会長は、第1項の規定により地区別評議会委員を選任したとき及び地区別評議会委員が辞任したときは、遅滞なく、その旨を会長及び証券戦略会議議長に報告するものとする。
(地区別評議会の議事)

第34条 地区別評議会は、随時必要に応じて地区会長がこれを招集する。

2 地区別評議会の議長は、地区会長がこれを務める。

3 地区別評議会は、必要に応じ、副議長1人又は若干人を置くことができる。

(議事細則)

第35条 地区別評議会は、議事手続きその他地区別評議会の運営に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。

(書面等による地区別評議会)

第36条 地区会長は、必要があると認めるときは、地区別評議会の招集を行わず、書面その他の方法により地区別評議会の意見を求めることができる。この場合、書面以外の方法により地区別評議会の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。

(理事、監事等の出席)

第37条 理事、監事及び常務執行役は、地区別評議会に随時出席し、意見を述べることができる。

(議事録)

第38条 地区別評議会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成する。

2 第36条の書面等による地区別評議会の議事録は、同条に規定するその付議議案について確認を得た文書をもって、これに代えることができる。

(地区別評議会の部会)

第39条 地区会長は、地区別評議会の同意を得て、地区別評議会に部会を置くことができる。

2 部会は、地区会長が、その地区協会に所属する会員の会員代表者、地区会員代表者、役員若しくは従業員又は学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。

(部会の委員)

第40条 地区会長は、地区別評議会の同意を得て、部会の委員を選任する。

2 部会の委員の定数は、地区会長が地区別評議会の同意を得て、適宜これを定める。

3 第33条第5項の規定は、部会の委員について準用する。この場合、同条中「地区別評議会委員」とあるのは「部会の委員」と読み替える。

(部会長及び副部会長)

第41条 部会に部会長1人を置き、必要に応じて副部会長1人又は若干人を置くことができる。

2 部会長は、地区別評議会委員である部会の委員のうちから、地区会長が地区別評議会の同意を得て、これを選任する。

3 副部会長は、部会の委員のうちから、地区会長が地区別評議会の同意を得て、これを選任する。

4 部会長は、部会を招集して会議の議長となり、その所管事項について地区別評議会に報告し又は意見を述べる。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が欠け又は事故があるときはその職務を行い又は代理する。

(書面等による部会等)

第 42 条 第36条から第38条までの規定は、部会について準用する。この場合、これらの規定中「地区別評議会」とあるのは「部会」と、「地区会長」とあるのは「部会長」と、それぞれ読み替える。

(部会の委員以外の者の出席)

第 43 条 部会長は、必要があると認めるときは、部会の同意を得て、部会の委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(会長への報告)

第 44 条 地区会長は、部会を設置し又は廃止したとき並びに部会の部会長、副部会長及び委員に異動があったときは、遅滞なくその旨を会長及び証券戦略会議議長に報告するものとする。

(別 表)

地区協会	地区別評議会の構成員の数
	人以内
北海道地区協会	10
東北地区協会	10
東京地区協会	20
名古屋地区協会	20
北陸地区協会	10
大阪地区協会	20
中国地区協会	10
四国地区協会	10
九州地区協会	10

付 則

1. この規則は、平成16年7月1日から施行する。
2. 第12条の規定により証券戦略会議の決議により改正及び廃止を行う理事会決議は、平成16年6月30日現在において有効なものとする。

総務委員会規則

平成16年6月4日
日本証券業協会

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、定款第55条の4第10項の規定に基づき、総務委員会等(総務委員会及び総務委員会に置く財務分科会をいう。以下同じ。)の構成、運営等に関し必要な事項を定める。

(議事細則)

第2条 総務委員会は、総務委員会等の運営に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。

第2章 総務委員会

(委員)

第3条 定款第55条の4第5項に規定する会員代表者に準ずる者には、定款の施行に関する規則第3条第3項に規定する会員支配会社の役員若しくは従業員を含むものとする。

2 総務委員会委員長の選挙は、役員選挙規則に定めるところによる。

3 会員委員、特別会員委員の候補者の推薦は、「人事推薦合同委員会規則」に定めるところによる。

4 委員(定款第55条の4第2項に掲げる者をいう。第10条までにおいて同じ。)の任期が満了し又はその全員が辞任したときは、その後任の委員が選挙又は選任されるまでは、前任の委員がその職務を継続して執行する。

(副委員長)

第4条 総務委員会に副委員長1人又は若干人を置く。

2 副委員長は、委員長(定款第55条の4第2項に規定する総務委員会委員長をいう。第10条までにおいて同じ。)が、委員の同意を得て、委員のうちからこれを選任する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠け又は事故があるときはその職務を行い又は代理する。

(総務委員会の招集)

第5条 総務委員会は、随時必要に応じて委員長が招集する。

(定足数)

第6条 総務委員会は、その決議について議決権のある委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決を行うことができない。ただし、特別会員委員が議決権を有する議事以外の議事にあっては、特別会員委員以外の議決権を有する委員の過半数の出席で足りるものとする。

(議決)

第7条 総務委員会の議事は、出席した委員の議決権の過半数をもって決する。

2 委員長及び会員委員は、1個の議決権を有する。ただし、総務委員会の決議について特別の利害関係を有する場合は、議決権を有しない。

3 特別会員委員は、1個の議決権を有する。ただし、会員のみに係る事項の議事の場合及び総務委員会の決議について特別の利害関係を有する場合は、議決権を有しない。

(書面等による総務委員会)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、総務委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、総務委員会の決議に代えることができる。この場

合、書面以外の方法により議決権を有する者の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。

2 前条の規定は、前項の場合における決議についてこれを準用する。

(議事録)

第9条 総務委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成する。

2 前条に規定する書面による総務委員会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た文書をもってこれに代えることができる。

(意見の聴取)

第10条 総務委員会は、必要があると認めるときは、その所管事項のうち特別会員に係るものについて、特別会員委員会の意見を聞くことができる。

(委員以外の者の出席)

第11条 委員長は、必要があると認めるときは、総務委員会の同意を得て委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

第3章 財務分科会

(財務分科会)

第12条 財務分科会は、総務委員会の委員、会員代表者、会員の役員若しくは従業員(定款の施行に関する規則第3条第3項に規定する会員支配会社の役員若しくは従業員を含む。)又は学識経験者のうちから選任する委員11人以内で構成する。

2 財務分科会は、次の各号に掲げる事項について、総務委員会委員長の諮問に応じ又は総務委員会委員長に意見を述べることができる。

1 本協会の予算編成方針の審査に関する事項

2 本協会の決算報告の審査に関する事項

(委員)

第13条 財務分科会の委員は、総務委員会の同意を得て、総務委員会委員長がこれを選任する。

2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の任期が満了したときは、その後任の委員が選任されるまでは、前任の委員がその職務を継続して執行する。

(委員長及び副委員長)

第14条 財務分科会に委員長1人を置き、必要に応じて副委員長1人又は若干人を置くことができる。

2 財務分科会の委員長は、総務委員会委員長が、総務委員会の同意を得て、総務委員会委員のうちからこれを選任する。

3 財務分科会の副委員長は、総務委員会委員長が、総務委員会の同意を得て、財務分科会委員のうちからこれを選任する。

(会議の招集、定足数、議決等)

第15条 第5条、第6条本文、第7条第1項及び第2項並びに第8条、第9条及び第11条までの規定は、財務分科会について準用する。この場合、これらの規定中「総務委員会」とあるのは「財務分科会」と、「会員委員」とあるのは「委員」と、それぞれ読み替える。

付 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

人事推薦合同委員会規則

平成 16 年 6 月 4 日
日本証券業協会

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、自主規制会議規則第 3 条第 3 項、証券戦略会議規則第 3 条第 3 項及び総務委員会規則第 3 条第 3 項の規定に基づき、人事推薦合同委員会等（人事推薦合同委員会、自主規制会議人事推薦委員会及び証券戦略会議人事推薦委員会をいう。以下同じ。）の構成、運営等に関し、必要な事項を定める。

(議事細則)

第 2 条 理事会は、人事推薦合同委員会等の運営に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。

第 2 章 人事推薦合同委員会

(構成)

第 3 条 人事推薦合同委員会は、会長、第 10 条に規定する自主規制会議人事推薦委員会を構成する者及び第 14 条に規定する証券戦略会議人事推薦委員会を構成する者を委員として構成する。

2 人事推薦合同委員会は、会長、公益理事（自主規制会議議長を除く。）会員理事（証券戦略会議議長を除く。）会員監事、特別会員理事、常任理事及び常任監事並びに総務委員会委員の候補者を推薦し、理事会に意見を述べることができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 人事推薦合同委員会の委員長は、会長が務める。

2 人事推薦合同委員会は、必要に応じ、副委員長 1 人又は若干人を置くことができる。

(人事推薦合同委員会の招集)

第 5 条 人事推薦合同委員会は、随時必要に応じて委員長が招集する。

(定足数)

第 6 条 人事推薦合同委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決を行うことができない。

(議決)

第 7 条 人事推薦合同委員会の議事は、出席した委員の議決権の過半数をもって決する。

2 委員は、1 個の議決権を有する。

3 人事推薦合同委員会の一の議案につき、賛成とする意見と反対とする意見が同数である場合は、委員長が決する。

(書面等による人事推薦合同委員会)

第 8 条 委員長は、必要があると認めるときは、人事推薦合同委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、人事推薦合同委員会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により議決権を有する者の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。

2 前条の規定は、前項の場合における決議についてこれを準用する。

(委員以外の者の出席)

第 9 条 委員長は、必要があると認めるときは、人事推薦合同委員会の同意を得て委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

第3章 自主規制会議人事推薦委員会

(構成)

第10条 自主規制会議人事推薦委員会は、自主規制会議を構成する者のうちから選任する若干人を委員として構成する。

2 自主規制会議人事推薦委員会は、自主規制会議議長、同会議の公益委員、会員委員及び特別会員委員の候補者を推薦し、理事会に意見を述べることができる。

(委員)

第11条 自主規制会議人事推薦委員会の委員は、自主規制会議の同意を得て、自主規制会議議長がこれを選任する。

(委員長及び副委員長)

第12条 自主規制会議人事推薦委員会の委員長は、自主規制会議議長が務める。

2 自主規制会議人事推薦委員会は、必要に応じ、副委員長1人又は若干人を置くことができる。

(定足数、議決等)

第13条 第5条から第9条の規定は、自主規制会議人事推薦委員会について準用する。この場合、これらの規定中「人事推薦合同委員会」とあるのは「自主規制会議人事推薦委員会」と読み替える。

第4章 証券戦略会議人事推薦委員会

(構成)

第14条 証券戦略会議人事推薦委員会は、証券戦略会議を構成する者のうちから選任する若干人を委員として構成する。

2 証券戦略会議人事推薦委員会は、証券戦略会議議長及び同会議の会員委員の候補者を推薦し、理事会に意見を述べることができる。

(委員)

第15条 証券戦略会議人事推薦委員会の委員は、証券戦略会議の同意を得て、証券戦略会議議長がこれを選任する。

(委員長及び副委員長)

第16条 証券戦略会議人事推薦委員会の委員長は、証券戦略会議議長が務める。

2 証券戦略会議人事推薦委員会は、必要に応じ、副委員長1人又は若干人を置くことができる。

(定足数、議決等)

第17条 第5条から第9条の規定は、証券戦略会議人事推薦委員会について準用する。この場合、これらの規定中「人事推薦合同委員会」とあるのは「証券戦略会議人事推薦委員会」と読み替える。

付 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

監事会規則

平成 16 年 6 月 4 日
日本証券業協会

(目的)

第 1 条 この規則は、定款第 59 条の 2 第 3 項の規定に基づき、本協会の監事会に関して必要な事項を定める。

(構成)

第 2 条 監事会は、監事の全員をもって構成する。

(監事会の時期)

第 3 条 監事会は、3 月に 1 回以上開催する。

2 前項に定める場合のほか、必要があるときは、随時、監事会を開催することができる。

(招集者及び議長)

第 4 条 監事会はあらかじめ招集者を定めることができる。ただし、他の監事が招集することを妨げない。

2 議長は、前項本文の規定に基づきあらかじめ定められた招集者が務める。

(決議の方法)

第 5 条 監事会の決議は、監事の過半数をもって行う。

(監査方針等の策定)

第 6 条 監査の方針、監査計画、監査の方法、監査業務の分担及び監査費用の予算、その他監事の職務を遂行するうえで必要と認めた事項は、監査開始にあたり、監事会において策定する。

(監事会に対する監事の報告)

第 7 条 監事は、自らの職務執行状況について監事会に随時報告するとともに監事会の求めがあるときはいつでも報告しなければならない。

2 会計監査人又は理事、常務執行役(以下「役員等」という)若しくはその他の者から報告を受けた監事は、これを監事会に報告しなければならない。

(会計監査人、役員等からの報告)

第 8 条 監事は、必要に応じて監事会において、会計監査人又は役員等若しくはその他の者から報告を受けることができる。

(特別の報告に対する措置)

第 9 条 監事会は、役員等から本協会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した旨の報告を受けた場合には、その調査の可否を協議する。

2 監事会は、会計監査人から役員等の職務遂行に関する不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実を発見した旨の報告を受けた場合には、その調査の可否を協議する。

(監査報告書の作成)

第 10 条 監事会は、役員等から計算書類等を、会計監査人から監査報告書等を受領する。

2 監事会は、監査報告書記載事項等について監事の報告を受け、協議のうえ監査報告書を作成する。

3 異なる意見がある場合には、その監事の意見を監査報告書に付記するものとする。

4 監査報告書には各監事が署名押印する。常任監事は常任である旨を記載する。

(会計監査人の選任・解任等に関する手続き)

第 11 条 会計監査人の選任、解任若しくは再任しないことに関する総会付議議案について決議する。

2 前項において、会計監査人を解任する場合は、全員一致の決議による。

(監事の選任に関する同意)

第 12 条 監事の選任については、人事推薦合同委員会は監事会の同意を得て候補者を推薦し、その推薦に基づき理事会が決議したうえで、会員監事については会員選挙を行い、総会においてその結果を報告、また、常任監事については総会において選任する。

(監事の職務遂行に関する事前協議)

第 13 条 監事は、次の各号に掲げる事項に関する職務を遂行する場合又は義務を履行する場合には、事前に監事会において協議をすることができる。

- 1 会員より総会前に監事に対して書面による質問があったときの説明
- 2 理事会に対する報告等
- 3 総会提出の議案及び書類に関する意見
- 4 役員等の違法行為に対する差止め請求
- 5 その他訴訟提起等に関する事項

(議事録)

第 14 条 監事会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、出席した監事がこれに署名するものとする。

- 2 本協会は、前項に規定する議事録を 10 年間保存しなければならない。

付 則

この規則は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

「定款の施行に関する規則」の一部改正について

平成 16 年 6 月 4 日
(下線部分変更)

新	旧
(加入の承認の通知) 第 9 条 本協会は、定款第 20 条の規定により、入会申請者につきその加入を承認したときは、その旨をその入会申請者及び各協会員に通知する。 (協会の処分、会員権の消滅等の場合の通知) 第 11 条 1 } (現行どおり) 3 } 2 本協会は、次の各号の一に該当することとなった協会員につき、その旨を各協会員に通知する。 1 } (現行どおり) 3 } (協会員に対する通知等) 第 13 条 削除 (秘密の保持等) 第 15 条 役員、<u>自主規制会議、証券戦略会議、総務委員会その他の委員会等の委員、あ</u> <u>っせん委員、若しくは職員又はこれらの職に</u> <u>あった者は、その職務に関して知り得た秘密</u> <u>を洩らし、又は盗用してはならない。</u> (兼任の禁止等) 第 17 条 <u>理事は、定款に定めのある場合を</u> <u>除き、自主規制会議、証券戦略会議及び総務</u> <u>委員会の委員を兼ねてはならない。</u> 2 <u>理事は、自主規制会議及び証券戦略会議そ</u> <u>れぞれの下に置く委員会の委員長及び委員</u> <u>並びに総務委員会の下に置く財務分科会</u> <u>の委員長及び委員を兼ねてはならない。</u> 3 <u>自主規制会議、証券戦略会議及び総務委員</u> <u>会の一を構成する者は、他を構成する者及び</u> <u>他に置く委員会の委員長を兼ねてはならな</u> <u>い。</u> 4 <u>会員理事、自主規制会議、証券戦略会議及</u> <u>び総務委員会の一を構成する者は、証券評議</u> <u>会及び地区評議会の委員を兼ねることがで</u> <u>きる。</u>	(加入の承認の通知) 第 9 条 本協会は、定款第 20 条の規定により、入会申請者につきその加入を承認したときは、その旨を<u>文書により</u>その入会申請者及び各協会員に通知する。 (協会の処分、会員権の消滅等の場合の通知) 第 11 条 1 } (省 略) 3 } 2 本協会は、次の各号の一に該当することとなった協会員につき、その旨を<u>文書により</u>各協会員に通知する。 1 } (省 略) 3 } (協会員に対する通知等) 第 13 条 <u>本協会は、協会員に対する第 9 条</u> <u>及び第 11 条に規定する通知その他本協会の</u> <u>業務に関する通知及び書類の送達について</u> <u>は、協会員の本店及び国内において本拠とな</u> <u>る支店等あてにこれを行う。</u> (秘密の保持等) 第 15 条 役員、<u>常設委員会その他の委員会</u> <u>等の委員、地区評議員、あっせん委員、若し</u> <u>しくは職員又はこれらの職にあった者は、その</u> <u>職務に関して知り得た秘密を洩らし、又は盗</u> <u>用してはならない。</u> (新 設)

新	旧
付 則 この改正は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。	

「役員選挙規則」の一部改正について

平成 16 年 6 月 4 日
(下線部分変更)

新	旧
<u>第 1 章 総則</u> (目的) 第 1 条 この規則は、定款第 38 条第 8 項、<u>自主規制会議規則第 3 条第 2 項、証券戦略会議規則第 3 条第 2 項及び総務委員会規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、会員理事、特別会員理事及び会員監事並びに自主規制会議の会員委員及び特別会員委員並びに証券戦略会議の議長及び会員委員並びに総務委員会委員長</u>の選挙に関し必要な事項を定める。 (選挙の種類) 第 2 条 <u>選挙の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。</u> 1 <u>会員選挙 会員理事及び会員監事並びに自主規制会議の会員委員並びに証券戦略会議の議長及び会員委員並びに総務委員会委員長に係る選挙</u> 2 <u>特別会員選挙 特別会員理事及び自主規制会議の特別会員委員に係る選挙</u> <u>第 2 章 会員選挙</u> (会員選挙の選挙権) 第 3 条 <u>会員選挙の選挙権は、会員 1 社につき 1 個とする。ただし、会員権を停止されている会員は、その停止期間中は選挙権を有しない。</u> (会員選挙の方法) 第 4 条 <u>会員選挙は、第 8 条の規定により届出のあった役員等(会員理事及び会員監事並びに自主規制会議の会員委員並びに証券戦略会議の議長及び会員委員並びに総務委員会委員長をいう。以下同じ。)の候補者について連記無記名投票により行う。ただし、役員等の任期満了以外の事由による選挙であって、理事会が認め、かつ、会員代表者の過半数の同意があった場合は、その選挙すべき定数について、投票以外の方法により、役員等を選出することができる。</u>	(目的) 第 1 条 この規則は、定款第 38 条第 7 項の規定に基づき、<u>会員理事及び会員監事の選挙</u>に関し必要な事項を定める。 (新 設) (新 設) (選挙権) 第 2 条 <u>選挙権は、定款別表第 1 又は第 2 に定める選挙地区(以下「選挙地区」という。)に本店(外証法第 3 条に規定する主たる支店を含む。以下同じ。)が所在する会員 1 社につき 1 個とする。ただし、会員権を停止されている会員は、その停止期間中は選挙権を有しない。</u> (選挙の方法) 第 3 条 <u>選挙は、選挙地区ごとに第 6 条の規定により届出のあった役員候補者について連記無記名投票により行う。ただし、その選挙地区に本店が所在する会員の会員代表者の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、その選挙における定数の全部について、投票以外の方法により、役員を選出することができる。</u>

新	旧
2 投票による<u>会員選挙</u>は、その<u>会員選挙</u>について選挙権のある会員の過半数の投票を要する。 (<u>会員選挙の日時等の決定及び通知</u>) 第 5 条 本協会は、<u>会員選挙</u>を行うときは、<u>理事会の決議により会員選挙の日時、指定投票所(第 12 条に規定する指定投票所をいう。次条において同じ。)</u>その他<u>会員選挙</u>に関し必要な事項を定める。 2 本協会は、<u>会員選挙の日時、指定投票所、選挙すべき役員等の数その他会員選挙</u>に関し必要な事項を、<u>会員選挙の期日の 15 日前までに、その会員選挙について選挙権のある会員</u>に通知する。 (選挙立会人) 第 6 条 会長は、投票による<u>会員選挙</u>を行う場合は、その都度、<u>指定投票所ごとに、その会員選挙について選挙権のある会員の会員代表者のうちから、選挙立会人 2 人以上を選任する。ただし、特別の事由がある場合は、本協会の役職員を選挙立会人に選任することができる。また、第 4 条第 1 項ただし書及び第 11 条の規定により投票を行わない場合</u>については、<u>選挙立会人を選任しないことができる。</u> 2 (現行どおり) 3 <u>選挙立会人(次項の規定により委任を受けた選挙立会人代理人を含む。)</u>は、第 8 条に規定する役員等の候補者になることができない。 4 <u>会員代表者は、第 2 項に規定する事務を管理する権限を、当該会員の役員又は従業員 1 人に委任することができる。この場合において、第 2 項に規定する事務を管理する権限を委任された者(以下「選挙立会人代理人」という。)</u>は、<u>委任を証する書面を会長に提示しなければならない。</u> (役員等候補者の推薦及びその取扱い) 第 7 条 <u>理事会が、会員選挙に関し、人事推薦委員会等(自主規制会議又は証券戦略会議の人事推薦委員会若しくは人事推薦合同委員会をいう。)</u>の推薦に基づき役員等の候補者を決議した場合は、<u>当該決議に係る候補者は、次条第 1 項の規定に基づき第 5 条第 2 項の規定による通知の日</u>に当該<u>会員選挙に係る立候補届出書</u>を本協会に提出したものとみなす。 (立候補の届出) 第 8 条 役員等の候補者になろうとする者	2 投票による選挙は、<u>選挙地区ごとに、その選挙について選挙権のある会員の過半数の投票を要する。</u> (選挙の日時等の決定及び通知) 第 4 条 本協会は、選挙を行うときは、<u>理事会の決議により選挙の日時、投票所その他選挙に関し必要な事項を定める。</u> 2 本協会は、選挙の日時、投票所、選挙すべき役員の数その他選挙に関し必要な事項を、<u>選挙の期日の 15 日前までに、その選挙について選挙権のある会員</u>に通知する。 (選挙立会人) 第 5 条 <u>地区会長は、投票による選挙を行う場合は、その都度、投票所ごとに、その選挙について選挙権のある会員の会員代表者のうちから、選挙立会人 2 人以上を選任する。ただし、特別の事由がある場合は、常任理事又は常任監事を選挙立会人に選任することができる。また、第 3 条第 1 項ただし書及び第 9 条の規定により投票を行わない選挙地区</u>については、<u>選挙立会人を選任しないことができる。</u> 2 (省 略) 3 選挙立会人は、<u>次条に規定する役員</u>の候補者になることができない。 (新 設) (新 設) (立候補の届出) 第 6 条 役員等の候補者になろうとする会員

新	旧
(前条の規定の適用を受ける者を除く。)<u>は、第5条第2項の規定による通知があった日から会員選挙の期日前10日(その日が休業日に当たるときは、翌営業日とする。以下「立候補締切日」という。)</u>までに、<u>所定の様式による立候補届出書を本協会に提出しなければならない。</u> 2 <u>本協会は、前項の規定により立候補の届出のあった役員等の候補者の氏名その他会員選挙に関し必要と認める事項を、立候補締切日後遅滞なく、会員に通知する。</u> 3 <u>立候補締切日までに立候補の届出のあった役員等の候補者の数がその会員選挙における定数に達しないとき又は立候補締切日を経過したのちにおいて定数に達しないこととなったときは、役員等の候補者になろうとする者は、前項の規定により本協会が役員等の候補者の氏名を通知した日から会員選挙の期日の前5日(その日が休業日に当たるときは順次繰り上げる。以下「補充立候補締切日」という。)</u>までに、<u>所定の様式による立候補届出書を本協会に提出し、その会員選挙における役員等の候補者になることができる。</u> 4 第2項の規定は、前項の規定により立候補の届出のあった役員等の候補者について準用する。 (立候補の制限) 第9条 <u>選挙しようとする役員等の種類が複数である場合の会員選挙において、一の選挙の候補者になった者は、次条第1項の規定により立候補の辞退を届け出た者を除き、他の選挙の候補者になることができない。</u> 2 <u>会員権を停止されている会員の会員代表者及びこれに準ずる者は、その停止期間中、役員等の候補者となり、又は役員等の候補者であることができない。</u> (立候補の辞退) 第10条 <u>第8条の規定により役員等の候補者になった者は、補充立候補締切日までに、本協会に届け出なければ、その候補者たることを辞退することができない。</u>	の会員代表者は、第4条第2項の規定による通知があった日から選挙の期日前10日(その日が休業日に当たるときは、翌営業日とする。以下「立候補締切日」という。)までに、<u>所定の様式による立候補届出書をその所属する地区協会に提出しなければならない。</u> 2 <u>地区協会は、前項の規定により立候補の届出のあった役員等の候補者の氏名を、遅滞なく、その選挙について選挙権のある会員に通知する。この場合、その選挙に係る選挙地区が2以上の地区協会の管轄区域となるときは、それらの地区協会は、それぞれ、立候補の届出のあった役員等の候補者の氏名を、遅滞なく、会長に報告し、その選挙地区の候補者全員の氏名を、遅滞なく、その選挙について選挙権のある会員に通知する。</u> 3 <u>立候補締切日までに立候補の届出のあった役員等の候補者の数がその選挙における定数に達しないとき又は立候補締切日を経過したのちにおいて定数に達しないこととなったときは、役員等の候補者になろうとする会員の会員代表者は、前項の規定により地区協会が役員等の候補者の氏名を通知した日から選挙の期日の前5日(その日が休業日に当たるときは順次繰り上げる。以下「補充立候補締切日」という。)</u>までに、<u>所定の様式による立候補届出書をその所属する地区協会に提出し、その選挙における役員等の候補者になることができる。</u> 4 第2項の規定は、前項の規定により立候補の届出のあった役員等の候補者について準用する。 (立候補の制限) 第7条 <u>会員理事及び会員監事の選挙が同時に行われる場合において、一の選挙の候補者になった者は、他の選挙の候補者になることができない。</u> 2 <u>会員権を停止されている会員の会員代表者は、その停止期間中、役員等の候補者となり、又は役員等の候補者であることができない。</u> (立候補の辞退) 第8条 <u>第6条の規定により役員等の候補者になった者は、補充立候補締切日までに、その所属する地区協会に届け出なければ、その候補者たることを辞退することができない。</u>

新	旧
2 第8条第2項の規定は、前項の規定により役員等の候補者の辞退の届出があった場合について準用する。 (無投票当選) 第11条 第8条第1項の規定により立候補の届出のあった役員等の候補者の数が、補充立候補締切日を経過したときにおいて、その<u>会員選挙における定数を超えない場合は、第4条第1項の規定にかかわらず、投票は行わない。</u> 2 前項の場合においては、<u>会長</u>は、その候補者を当選人とする。 3 前項の決定があったときは、<u>会長</u>は、遅滞なく、その旨を<u>総会</u>に報告する。 (投票) 第12条 投票は、<u>会員選挙の期日に、指定投票所(本協会が会員毎に指定する投票所をいう。以下同じ。)</u>において、その会員選挙について選挙権のある会員代表者がこれを行う。 2 <u>前項の規定にかかわらず、会員代表者は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより、投票を行うことができる。</u> 1 <u>会員選挙の期日に指定投票所において、選挙人代理人(会員選挙の期日に指定投票所において投票を行う権限を、会員代表者から委任された当該会員の役員1人をいう。以下同じ。)</u>に投票を行わせる方法 2 <u>会員選挙の期日に、指定投票所以外の投票所において投票を行う方法</u> 3 <u>補充立候補締切日の翌日から会員選挙の期日の前日までの間に、指定投票所において投票を行う方法</u> 4 <u>補充立候補締切日の翌日から会員選挙の期日の前日までの間に、郵便等を利用して投票を行う方法</u> 3 前項第1号に掲げる方法により投票を行う選挙人代理人は、委任を証する書面を選挙立会人に提示しなければならない。 (削る)	2 第6条第2項の規定は、前項の規定により役員等の候補者の辞退の届出があった場合について準用する。 (無投票当選) 第9条 第6条の規定により立候補の届出のあった役員等の候補者の数が、補充立候補締切日を経過したときにおいて、その選挙における定数を超えない場合は、<u>第3条第1項の規定にかかわらず、投票は行わない。</u> 2 前項の場合においては、<u>地区会長</u>は、その候補者を当選人とし、<u>遅滞なく、その旨を会長に報告するものとする。ただし、その選挙に係る選挙地区が2以上の地区協会の管轄区域となるときは、会長がその候補者を当選人に決定する。</u> 3 前項の報告又は決定があったときは、<u>本協会</u>は、遅滞なく、その旨を<u>各会員</u>に通知する。 (投票) 第10条 投票は、その選挙について選挙権のある会員代表者が行う。<u>ただし、会員代表者は、会員代表者代理人にこれを委任することができる。</u> (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) 2 前項ただし書の規定により委任を受けて投票を行う会員代表者代理人は、<u>その委任を証する書面を選挙立会人に提示しなければならない。</u> 3 <u>その選挙について選挙権のある会員代表者又はその会員代表者から第1項ただし書の規定により投票の委任を受けた会員代表者代理人は、やむを得ない事由により、選挙</u>

新	旧
4 <u>第 5 条第 1 項に規定するその他会員選挙</u> <u>に関し必要な事項には、第 2 項各号に掲げる</u> <u>方法の実施のために必要な事項を含む。</u> (開票) 第 13 条 開票は、<u>指定投票所ごとに投票終</u> <u>了後、遅滞なくこれを行う。</u> 2 選挙立会人は、開票の結果を、遅滞なく、 <u>本協会に報告するものとする。</u> (記号式投票) 第 14 条 投票に当たっては、<u>役員等の候補</u> <u>者の氏名の一覧を記載した投票用紙に、投票</u> <u>しようとする候補者に対して、役員等の定数</u> <u>と同じ数の○の記号を、投票用紙の所定の欄</u> <u>に記載するものとする。</u> (削 る) (投票の全部無効) 第 15 条 次の各号の一に該当する投票は、 無効とする。 1 (現行どおり) 2 <u>○の記号の数</u>が選挙すべき役員等の定 数を超えているもの (削 る) (投票の一部無効) 第 16 条 次の各号の一に該当する場合は、 その<u>会員選挙</u>におけるその会員の投票のう ち、該当する票のみを無効とする。 (削 る) 1 <u>○の記号と判別できない事項を記載し</u> <u>たもの</u> 2 <u>役員等の候補者の何人について○の記</u> <u>号を記載したかを確認し難いもの</u> (削 る) (削 る)	<u>の期日に投票を行うことができないときは、</u> <u>第 1 項の規定にかかわらず、補充立候補締切</u> <u>日の翌日から選挙期日の前日までの間に、本</u> <u>協会が別に定めるところにより、不在者投票</u> <u>を行うことができる。</u> (新 設) (開票) 第 11 条 開票は、投票所ごとに投票終了後、 遅滞なく行う。 2 選挙立会人は、開票の結果を、遅滞なく、 <u>地区協会に報告するものとする。</u> (商号等による投票) 第 12 条 投票に当たっては、投票用紙に<u>役</u> <u>員の候補者の氏名を記載するものとする。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、氏若しくは名の</u> <u>み又は商号若しくは記号のみをもって表示</u> <u>した場合において、投票した者の表示しよう</u> <u>とした役員の候補者が明白に判定できるも</u> <u>のは、これを有効とする。</u> (投票の全部無効) 第 13 条 次の各号の一に該当する投票は、 無効とする。 1 (省 略) 2 <u>連記された数</u>が選挙すべき役員の定数 を超えているもの 3 <u>有効な数</u>が選挙すべき役員の定数の半 数に達しないもの (投票の一部無効) 第 14 条 次の各号の一に該当する場合は、 その選挙におけるその会員の投票のうち、該 当する票のみを無効とする。 1 <u>役員の候補者でない者の氏名を記載し</u> <u>たもの</u> 2 <u>1 票中に 2 人以上の役員の候補者の氏</u> <u>名を記載したもの</u> 3 <u>役員の候補者の何人を記載したかを確</u> <u>認し難いもの</u> 2 <u>同一候補者を重複記載した投票は、そのう</u> <u>ち 1 票を有効とし、他は無効とする。</u> (同一氏名等の候補者に対する投票の効力) 第 15 条 <u>同一の氏名、氏又は名の役員の候</u> <u>補者が 2 人以上ある場合において、その氏名、</u> <u>氏又は名のみを記載した投票は、前条第 1 項</u>

新	旧
(疑義の判定) 第 17 条 (現行どおり) (当選人の判定) 第 18 条 第 11 条第 1 項に規定する場合を除き、会長は、得票の多い者から順次当選人を決定する。 2 前項の場合において、得票数が同じである役員等の候補者については、抽せんにより順位を定める。 (削 る) 3 第 1 項の規定により当選を決定したときは、<u>会長は、遅滞なく、その旨を総会に報告する。</u> (選挙録) 第 19 条 投票による<u>会員選挙</u>については、その投票に関する次第及び開票の結果を記載した選挙録を作成し、これに選挙立会人が署名するものとする。 2 選挙録は、投票用紙、立候補届出書及び立候補辞退届出書と併せて<u>本協会が、その会員選挙に係る役員等の任期間、保存するものとする。</u> (再選挙) 第 20 条 当選人の数がその定数に達しないときは、その達しない数の役員等について、遅滞なく、その再選挙を行う。 2 第 3 条から前条までの規定は、再選挙について準用する。 (役員選出届出書の提出) 第 21 条 第 4 条第 1 項ただし書の規定により、投票以外の方法により役員等を選出する場合は、その役員等の氏名を記載し、会員の会員代表者の過半数が署名した所定の様式による役員選出届出書を、<u>理事会が定める日までに、会長に提出しなければならない。</u>	<u>第 3 号の規定にかかわらず、有効とする。この場合、その有効投票は、その候補者のその他の有効投票数に応じて按分し、それぞれ、その候補者の得票に加えるものとする。</u> (疑義の判定) 第 16 条 (省 略) (当選人の判定) 第 17 条 第 9 条第 1 項に規定する場合を除き、<u>地区会長は、得票の多い者から順次当選人を決定する。ただし、その選挙に係る選挙地区が 2 以上の地区協会の管轄区域となるときは、それらの地区会長は、それぞれ役員候補者の得票数を、遅滞なく、会長に報告するものとし、会長は、得票の多い者から順次当選人を決定する。</u> 2 前項の場合において、得票数が同じである役員の候補者については、抽せんにより順位を定める。 3 <u>地区会長は、前 2 項の規定により当選人を決定したときは、遅滞なく、その旨を会長に報告するものとする。</u> 4 <u>本協会は、第 1 項ただし書による決定及び前項の報告があったときは、遅滞なく、その旨を各会員に通知する。</u> (選挙録) 第 18 条 投票による選挙については、その投票に関する次第及び開票の結果を記載した選挙録を作成し、これに選挙立会人が署名するものとする。 2 選挙録は、投票用紙、立候補届出書及び立候補辞退届出書と併せて<u>地区協会が、その選挙に係る役員の任期間、保存するものとする。</u> (再選挙) 第 19 条 当選人の数がその定数に達しないときは、その達しない数の役員について、遅滞なく、その再選挙を行う。 2 第 2 条から前条までの規定は、再選挙について準用する。 (役員選出届出書の提出) 第 20 条 第 3 条第 1 項ただし書の規定により、投票以外の方法により役員を選出した場合は、その役員の氏名を記載し、<u>その選挙地区に本店が所在する会員の会員代表者の 3 分の 2 以上が署名した所定の様式による役員選出届出書を、本協会が定める日までに、その所属する地区協会に提出しなければならない。</u>

新	旧
(削 除) <u>2</u> 第9条の規定は、第1項の役員等の選出について準用する。 <u>3</u> (現行どおり) <u>4</u> 第1項に規定する役員選出届出書は、本協会が、その選挙に係る役員等の任期間、保存するものとする。 (役員等の任期の起算) 第22条 役員等の任期は、前任役員等の任期満了の日の翌日から起算する。ただし、補欠又は会員理事及び会員監事全員の辞任により選挙された役員等の任期は、本協会が定める日から起算する。 第3章 特別会員選挙 (特別会員選挙への準用) 第23条 第3条から前条までの規定は、特別会員選挙に準用する。この場合、これらの規定中、「会員選挙」とあるのは「特別会員選挙」と、「会員権」とあるのは「特別会員権」と、「会員」とあるのは「特別会員」と、「役員等」とあるのは「特別会員の役員等」と、「会員理事及び会員監事並びに自主規制会議及び証券戦略会議の議長及び会員委員並びに総務委員会委員長をいう。」とあるのは「特別会員理事及び自主規制会議の特別会員委員をいう。」と、それぞれ読み替える。 付 則 この改正は、平成16年6月4日(定款改正認可の日)から施行する。	<u>2</u> 地区協会は、前項の規定による役員選出届出書を受理したときは、遅滞なく、その写しを会長に提出するものとする。 <u>3</u> 第7条の規定は、第1項の役員の選出について準用する。 <u>4</u> (省 略) <u>5</u> 第1項に規定する役員選出届出書は、地区協会が、その選挙に係る役員の任期間、保存するものとする。 (役員の任期の起算) 第21条 役員の任期は、前任役員の任期満了の日の翌日から起算する。ただし、補欠又は会員理事及び会員監事全員の辞任により選任された役員の任期は、本協会が定める日から起算する。 (新 設)

「常設委員会及び特別委員会規則」の一部改正について

平成 16 年 6 月 4 日

(下線部分変更)

新	旧
特別委員会規則 (目的) 第 1 条 この規則は、定款第 56 条第 4 項の規定に基づき、特別委員会の構成、運営等に関し必要な事項を定める。 (議事細則) 第 2 条 特別委員会は、議事手続きその他特別委員会の運営に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。 (削 る) (削 る) (削 る)	<u>常設委員会及び特別委員会規則</u> (目的) 第 1 条 この規則は、定款第 56 条第 5 項の規定に基づき、<u>常設委員会及び特別委員会</u>の構成、運営等に関し必要な事項を定める。 (議事細則) 第 2 条 <u>常設委員会及び特別委員会</u>は、議事手続きその他<u>会議</u>の運営に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。 第 2 章 常設委員会 (種類及び構成) 第 3 条 <u>常設委員会の種類は、次のとおりとする。</u> 1 総務委員会 2 自主規制委員会 3 市場運営委員会 4 公社債・新業務委員会 5 政策委員会 6 研修委員会 7 地区連絡委員会 2 前項に規定する常設委員会の各委員会(以下「委員会」という。)は、<u>会員理事、常任理事、会員代表者、会員の役員若しくは従業員(定款の施行に関する規則第 3 条第 3 項に規定する会員支配会社の役員若しくは従業員を含む。以下同じ。)</u>又は学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。 (所管事項) 第 4 条 <u>委員会の所管事項は、次のとおりとする。</u> 1 総務委員会 イ 定款の改正、事業計画及び事業報告の作成その他本協会の業務運営に関する総括的事項 ロ 有価証券及び証券市場に関する知識の普及啓蒙に関する事項 ハ 本協会の予算及び決算に関する事項 ニ 会費及び特別会費に関する事項 ホ 協会員の積立金の管理に関する事項 ヘ 本協会の主たる財産の管理に関する事項

新	旧
	<u>事項</u> <u>ト 経理規則に関する事項</u> <u>チ 他の委員会及び特別委員会の所管に属さない事項</u> <u>2 自主規制委員会</u> <u>イ 会員の加入及び脱退等に関する事項</u> <u>ロ 協会員間の秩序の保持に関する事項</u> <u>ハ 協会員間の紛争の処理に関する事項及び顧客と会員又は会員を所属証券会社等とする証券仲介業者との間の紛争処理に関する事項</u> <u>ニ 協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する事項</u> <u>ホ 協会員の内部管理責任者等に関する事項</u> <u>ヘ 有価証券等の寄託の受入れ等に関する事項</u> <u>ト 協会員が行う広告等及び景品類の提供に関する事項</u> <u>チ 証券従業員に関する事項</u> <u>リ 外務員の登録事務(外務員の処分を除く。)に関する事項</u> <u>ヌ 証券事故の確認申請、審査等に関する事項</u> <u>ル その他有価証券の売買その他の取引等に関する公正な慣習の促進及び慣習の統一に関する事項(第3号に規定する市場運営委員会及び第4号に規定する公社債・新業務委員会の所管事項となるものを除く。)</u> <u>ヲ 協会員に対する監査に関する事項</u> <u>3 市場運営委員会</u> <u>イ 店頭における有価証券の売買その他の取引(上場証券の取引所外取引を含む。)に関する事項(第4号に規定する公社債・新業務委員会の所管事項となるものを除く。)</u> <u>ロ 店頭売買有価証券の登録及び価格の公表等に関する事項</u> <u>ハ 新規登録申請に係る発行会社の内容等の審査の確認に関する事項</u> <u>ニ 新規登録に係る株式公開等に関する事項</u> <u>ホ 有価証券の引受け等に関する事項</u> <u>ヘ 店頭売買の監理に関する事項</u> <u>ト 外国のエクイティ商品の取引(先物取引を含む。)に関する事項</u> <u>チ その他株式店頭市場の管理運営に関</u>

新	旧
(削 る) (削 る)	する事項 4 公社債・新業務委員会 イ 店頭における公社債の売買その他の取引に関する事項 ロ 公社債の店頭売買の参考値等の発表等に関する事項 ハ 投資信託・証券化関連商品の取引に関する事項 ニ 外国の公社債・投資信託等の取引(先物取引を含む。)に関する事項 ホ その他公社債・新業務に関する事項 5 政策委員会 イ 有価証券及び証券市場並びに証券業に関する基本的施策の企画立案、建議要望等に関する事項 ロ 有価証券及び証券市場並びに証券業に関する問題の調査研究に関する事項 ハ 国際会議と国際交流に関する事項 6 研修委員会 イ 協会の役員及び従業員並びに証券仲介業者並びにその役員及び従業員の研修に関する事項 ロ 研修センターの運営管理に関する事項 7 地区連絡委員会 イ 本部と地区協会及び地区協会相互間の連絡・情報交換に関する事項 ロ 地区協会の業務運営に関する事項 (委員) 第 5 条 委員は、理事会の同意を得て、会長がこれを選任する。 2 委員の数は、別表のとおりとする。 3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 委員の任期が満了したときは、その後任の委員が選任されるまでは、前任の委員がその職務を継続して執行する。 (委員長及び副委員長) 第 6 条 委員会に委員長 1 人及び副委員長 1 人又は若干人を置く。 2 委員長は、会員理事又は常任理事である委員のうちから、また、副委員長は、委員のうちから、理事会の同意を得て、会長がこれを選任する。 3 委員長は、会議の議長となり、理事会の諮問事項について理事会に報告し又は意見を述べる。 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠

新	旧
	<u>け又は事故があるときは、その職務を行い又は代理する。</u> <u>(会議の招集)</u> <u>第 7 条 委員会は、随時必要に応じて委員長が招集する。</u> <u>(定足数)</u> <u>第 8 条 委員会は、その決議について議決権のある委員の過半数の出席がなければ議事を開き議決を行うことができない。</u> <u>(議決)</u> <u>第 9 条 委員会の議事は、出席した委員の議決権の過半数をもって決する。</u> <u>2 委員は、1 個の議決権を有する。ただし、委員会の決議について特別の利害関係を有する場合は、議決権を有しない。</u> <u>(書面等による委員会)</u> <u>第 10 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。</u> <u>2 前条の規定は、前項の場合における決議についてこれを準用する。</u> <u>(会長等の出席)</u> <u>第 11 条 会長、副会長、公益理事、常任理事及び常任監事は、委員会に随時出席し、意見を述べることができる。</u> <u>(委員以外の者の出席)</u> <u>第 12 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の同意を得て委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。</u> <u>(小委員会)</u> <u>第 13 条 委員会は、必要があると認めるときは、理事会の同意を得て小委員会を置き、その所管事項の一部の決議についてこれに委任することができる。</u> <u>2 小委員会は、その委員会の委員、会員理事、常任理事、会員代表者、会員の役員若しくは従業員又は学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。</u> <u>3 小委員会の委員は、その委員会の委員長の推せんにより会長がこれを選任する。</u> <u>4 第 5 条第 3 項の規定は、小委員会の委員の任期について準用する。ただし、小委員会が理事会の同意を得て解散したときは、その解散の日までとする。</u>

新	旧
(削 除) 第 2 章 特別委員会 (構成) 第 3 条 特別委員会は、理事、会員代表者、特別会員代表者、協会の役員若しくは従業員(定款の施行に関する規則第 3 条第 3 項に規定する会員支配会社の役員若しくは従業員を含む。以下同じ。)又は学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。 (委員) 第 4 条 委員は、理事会の同意を得て、会長がこれを選任する。 2 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とし、特別委員会が理事会の決議により解散したときは、その解散の日までとする。 3 委員の任期が満了したときは、その後任の委員が選任されるまでは、前任の委員がその職務を継続して執行する。 (委員長及び副委員長) 第 5 条 特別委員会に委員長 1 人及び副委員長 1 人又は若干人を置く。 2 委員長は、理事である委員のうちから、また、副委員長は、委員のうちから、理事会の同意を得て、会長がこれを選任する。	5 <u>小委員会に委員長 1 人を置き、必要に応じて副委員長 1 人又は若干人を置くことができる。</u> 6 <u>小委員会の委員長及び副委員長は、小委員会の委員のうちから、その委員会の委員長の推せんにより会長が選任する。</u> 7 <u>第 6 条第 3 項及び第 4 項、第 7 条から前条まで並びに次条の規定は、小委員会について準用する。この場合、これらの規定中「理事会」とあるのは「委員会」、「諮問事項」とあるのは「所管事項」、「委員会」とあるのは「小委員会」と読み替える。</u> (議事録) 第 14 条 <u>委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成する。</u> 2 <u>第 10 条第 1 項の書面による委員会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た文書をもってこれに代えることができる。</u> 第 3 章 特別委員会 (構成) 第 15 条 <u>特別委員会は、会員理事、常任理事、会員代表者、会員の役員若しくは従業員又は学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。</u> (委員) 第 16 条 <u>第 5 条第 1 項及び第 4 項の規定は、特別委員会の委員について準用する。</u> 2 <u>第 5 条第 3 項の規定は、特別委員会の委員の任期について準用する。ただし、特別委員会が理事会の決議により解散したときは、その解散の日までとする。</u> (新 設) (委員長及び副委員長) 第 17 条 <u>第 6 条の規定は、特別委員会の委員長及び副委員長について準用する。この場合、同条中「委員会」とあるのは「特別委員会」と読み替える。</u> (新 設)

新	旧
<u>3 委員長は、特別委員会の議長となり、理事会の諮問事項について理事会に報告し又は意見を述べる。</u> <u>4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠け又は事故があるときは、その職務を行い又は代理する。</u> (特別委員会の招集) <u>第 6 条 特別委員会は、随時必要に応じて委員長が招集する。</u> (定足数) <u>第 7 条 特別委員会は、その決議について議決権のある委員の過半数の出席がなければ議事を開き議決を行うことができない。</u> (議決) <u>第 8 条 特別委員会の議事は、出席した委員の議決権の過半数をもって決する。</u> <u>2 委員は、1 個の議決権を有する。ただし、特別委員会の決議について特別の利害関係を有する場合は、議決権を有しない。</u> <u>3 委員が特別会員に所属する者である場合にあっては、前項ただし書に規定する場合のほか、会員のみに係る有価証券の売買その他の取引等に関する自主規制に関連する議事である場合にも、議決権を有しないものとする。</u> (書面等による特別委員会) <u>第 9 条 委員長は、必要があると認めるときは、特別委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、特別委員会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。</u> <u>2 前条の規定は、前項の場合における決議についてこれを準用する。</u> (理事、監事等の出席) <u>第 10 条 理事、監事及び常務執行役は、特別委員会に随時出席し、意見を述べることができる。</u> (委員以外の者の出席) <u>第 11 条 委員長は、必要があると認めるときは、特別委員会の同意を得て委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。</u> (議事録) <u>第 12 条 特別委員会の議事については、そ</u>	(新 設) (新 設) (会議の招集、定足数、議決等) <u>第 18 条 第 7 条から第 12 条まで及び第 14 条の規定は、特別委員会について準用する。この場合、第 7 条から第 12 条まで及び第 14 条の規定中「委員会」とあるのは「特別委員会」と読み替える。</u> (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)

新	旧
<u>の経過の要領及び結果を記録した議事録を作成する。</u> <u>2 第9条第1項の書面による特別委員会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た文書をもってこれに代えることができる。</u> (解散) 第13条 (現行どおり) (小委員会) 第14条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) 4 第4条第2項の規定は、小委員会の委員の任期について準用する。 5 (現行どおり) 6 (現行どおり) 7 第5条第3項及び第4項、第6条から第12条までの規定は、小委員会について準用する。この場合、<u>これらの規定中「理事会」とあるのは「特別委員会」と、「諮問事項」とあるのは「審議分担事項」と、「特別委員会」とあるのは「小委員会」と、それぞれ読み替える。</u> 第 3 章 専門委員会 (構成) 第15条 専門委員会は、理事、会員代表者、<u>特別会員代表者、協会員</u>の役員若しくは従業員又は学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。 (委員) 第16条 第4条第1項及び第3項の規定は、専門委員会の委員について準用する。 2 第4条第2項の規定は、専門委員会の委員の任期について準用する。ただし、専門委員会が理事会の決議により解散したときはその解散の日をもって退任する。 (委員長及び副委員長) 第17条 (現行どおり) 2 委員長は、特別委員会の委員である専門委員会の委員のうちから、また、副委員長は、専門委員会の委員のうちから、理事会の同意を得て、会長がこれを選任する。 3 第5条第3項及び第4項の規定は、委員長及び副委員長について準用する。この場合、同条中「理事会」とあるのは「特別委員会」と、「特別委員会」とあるのは「専門委員会」と読み替える。	(解散) 第20条 (省 略) (小委員会) 第19条 (省 略) 2 (省 略) 3 (省 略) 4 第16条第2項の規定は、小委員会の委員の任期について準用する。 5 (省 略) 6 (省 略) 7 第6条第3項及び第4項、第7条から第12条まで<u>並びに第14条</u>の規定は、小委員会について準用する。この場合、<u>同条中「理事会」とあるのは「特別委員会」、「諮問事項」とあるのは「審議分担事項」、「委員会」とあるのは「小委員会」と読み替える。</u> 第 4 章 専門委員会 (構成) 第21条 専門委員会は、<u>会員理事、常任理事</u>、会員代表者、会員の役員若しくは従業員又は学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。 (委員) 第22条 第5条第1項及び第4項の規定は、専門委員会の委員について準用する。 2 第5条第3項の規定は、専門委員会の委員の任期について準用する。ただし、専門委員会が理事会の決議により解散したときはその解散の日をもって退任する。 (委員長及び副委員長) 第23条 (省 略) 2 委員長は、<u>委員会又は特別委員会</u>の委員である専門委員会の委員のうちから、また、副委員長は、専門委員会の委員のうちから、理事会の同意を得て、会長がこれを選任する。 3 第6条第3項及び第4項の規定は、委員長及び副委員長について準用する。この場合、同条中「理事会」とあるのは「<u>委員会</u>」又は「特別委員会」と読み替える。

新	旧																
と、それぞれ読み替える。 (専門委員会の招集、定足数、議決等) 第 18 条 第 6 条から第 13 条までの規定は、 専門委員会について準用する。この場合、<u>こ</u> <u>れら</u>の規定中「<u>特別委員会</u>」とあるのは「<u>専</u> <u>門委員会</u>」と読み替える。 (削 る) (削 る) (削 る) (削 る) (削 る) (削 る) 付 則 この改正は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。	(会議の招集、定足数、議決等) 第 24 条 第 7 条から第 12 条まで及び第 14 条の規定は、専門委員会について準用する。 この場合、第 7 条から第 12 条まで及び第 14 条の規定中「<u>委員会</u>」とあるのは「<u>専門委員</u> <u>会</u>」と読み替える。 2 第 20 条の規定は、専門委員会について準 用する。この場合、同条中「<u>特別委員会</u>」と あるのは「<u>専門委員会</u>」と読み替える。 第 5 章 専門委員及び調査員 (専門委員) 第 25 条 委員会及び特別委員会は、専門の 事項について意見を聞くため必要があると認 めたときは、専門委員を置くことができる。 2 専門委員は、会員の役員若しくは従業員又 は学識経験者のうちから委員会の委員長又 は特別委員会の委員長の推せんにより会長 がこれを選任する。 3 専門委員の任期については、第 5 条第 3 項 又は第 16 条第 2 項の規定を準用する。 (調査員) 第 26 条 委員会、特別委員会、小委員会及 び専門委員会(以下「各委員会」という。)は、 それぞれその審議事項に関して特別に調査研 究活動を行う必要があると認めたときは、随 時、調査員を置くことができる。 2 調査員は、会員の従業員又は学識経験者の うちから各委員会の同意を得て各委員会の 委員長が、これを選任する。 (別 表) <table> <tr> <th>委員会名</th><th>委員の数</th></tr> <tr> <td>総務委員会</td><td>15 人以内</td></tr> <tr> <td>自主規制委員会</td><td>15 人以内</td></tr> <tr> <td>市場運営委員会</td><td>15 人以内</td></tr> <tr> <td>公社債・新業務委員会</td><td>15 人以内</td></tr> <tr> <td>政策委員会</td><td>15 人以内</td></tr> <tr> <td>研修委員会</td><td>15 人以内</td></tr> <tr> <td>地区連絡委員会</td><td>15 人以内</td></tr> </table>	委員会名	委員の数	総務委員会	15 人以内	自主規制委員会	15 人以内	市場運営委員会	15 人以内	公社債・新業務委員会	15 人以内	政策委員会	15 人以内	研修委員会	15 人以内	地区連絡委員会	15 人以内
委員会名	委員の数																
総務委員会	15 人以内																
自主規制委員会	15 人以内																
市場運営委員会	15 人以内																
公社債・新業務委員会	15 人以内																
政策委員会	15 人以内																
研修委員会	15 人以内																
地区連絡委員会	15 人以内																

「規律委員会規則」の一部改正について

平成 16 年 6 月 4 日
(下線部分変更)

新	旧
(構成) 第 2 条 規律委員会は、<u>自主規制会議の委員</u>及び学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。 (委員) 第 3 条 委員は、<u>自主規制会議の同意</u>を得て、<u>自主規制会議議長</u>がこれを選任する。 2 } (現行どおり) 4 } (委員長及び副委員長) 第 4 条 規律委員会に委員長 1 人及び副委員長 1 人又は若干人を置く。 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから、<u>自主規制会議の同意</u>を得て、<u>自主規制会議議長</u>がこれを選任する。 3 委員長は、<u>規律委員会</u>の議長となり、会長又は<u>自主規制会議議長</u>の諮問事項について会長又は<u>自主規制会議議長</u>に報告し又は意見を述べる。 4 (現行どおり) (臨時委員) 第 5 条 第 8 条第 3 項の規定により委員が審議に参加することができない場合は、<u>自主規制会議議長</u>は、<u>自主規制会議の委員</u>又は学識経験者のうちから、<u>自主規制会議の同意</u>を得て、その委員に代って審議を行うための臨時の委員(以下「臨時委員」という。)を選任することができる。 2 (現行どおり) (規律委員会の招集) 第 6 条 (現行どおり) (書面等による規律委員会) 第 9 条 委員長は、必要があると認めるときは、規律委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、規律委員会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。 2 (現行どおり) (会長等の出席) 第 10 条 会長、<u>自主規制会議議長</u>、<u>自主規制会議に委任された業務の執行責任者</u>、<u>自主</u>	(構成) 第 2 条 規律委員会は、<u>会員理事、常任理事</u>及び学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。 (委員) 第 3 条 委員は、<u>理事会の同意</u>を得て、<u>会長</u>がこれを選任する。 2 } (省 略) 4 } (委員長及び副委員長) 第 4 条 規律委員会に委員長 1 人及び副委員長 1 人又は若干人を置く。 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから、<u>理事会の同意</u>を得て、<u>会長</u>がこれを選任する。 3 委員長は、<u>会議</u>の議長となり、会長の諮問事項について会長に報告し又は意見を述べる。 4 (省 略) (臨時委員) 第 5 条 第 8 条第 3 項の規定により委員が審議に参加することができない場合は、<u>会長</u>は、<u>会員理事、常任理事</u>又は学識経験者のうちから、<u>理事会の同意</u>を得て、その委員に代って審議を行うための臨時の委員(以下「臨時委員」という。)を選任することができる。 2 (省 略) (会議の招集) 第 6 条 (省 略) (書面等による規律委員会) 第 9 条 委員長は、必要があると認めるときは、<u>規律委員会の会議</u>の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、規律委員会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。 2 (省 略) (会長等の出席) 第 10 条 会長、<u>副会長、常任理事及び常任監事</u>は、規律委員会に随時出席し、意見を述

新	旧
<u>規制会議に委任された業務を執行する常任理事及び常務執行役並びに常任監事は、規律委員会に随時出席し、意見を述べる</u>ことができる。 （議事細則） 第 13 条 規律委員会は、議事手続きその他<u>規律委員会</u>の運営に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。 付 則 この改正は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。	べることができる。 （議事細則） 第 13 条 規律委員会は、議事手続きその他<u>会議</u>の運営に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。

「特別会員規律委員会規則」の一部改正について

平成 16 年 6 月 4 日

(下線部分変更)

新	旧
(構成) 第 2 条 委員会は、<u>自主規制会議の特別会員委員、特別会員代表者及び学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。</u> (委員) 第 3 条 委員は、<u>自主規制会議</u>の同意を得て、<u>自主規制会議議長</u>がこれを選任する。 2 } (現行どおり) 4 } (委員長及び副委員長) 第 4 条 (現行どおり) 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから、<u>自主規制会議</u>の同意を得て、<u>自主規制会議議長</u>がこれを選任する。 3 委員長は、会議の議長となり、会長又は<u>自主規制会議議長</u>の諮問事項について会長又は<u>自主規制会議議長</u>に報告し又は意見を述べる。 4 (現行どおり) (臨時委員) 第 5 条 第 8 条第 3 項の規定により委員が審議に参加することができない場合は、<u>自主規制会議議長</u>は、<u>自主規制会議の特別会員委員、特別会員代表者又は学識経験者のうちから、自主規制会議</u>の同意を得て、その委員に代って審議を行うための臨時の委員(以下「臨時委員」という。)を選任することができる。 2 (現行どおり) (書面等による委員会) 第 9 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。 2 (現行どおり) (会長等の出席) 第 10 条 会長、<u>自主規制会議議長</u>、<u>自主規制会議</u>に委任された業務の執行責任者、自主	(構成) 第 2 条 委員会は、<u>特別会員理事及び学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。</u> (委員) 第 3 条 委員は、<u>理事会</u>の同意を得て、<u>会長</u>がこれを選任する。 2 } (省 略) 4 } (委員長及び副委員長) 第 4 条 (省 略) 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから、<u>理事会</u>の同意を得て、<u>会長</u>がこれを選任する。 3 委員長は、会議の議長となり、会長の諮問事項について会長に報告し又は意見を述べる。 4 (省 略) (臨時委員) 第 5 条 第 8 条第 3 項の規定により委員が審議に参加することができない場合は、会長は、特別会員代表者又は学識経験者のうちから、理事会の同意を得て、その委員に代って審議を行うための臨時の委員(以下「臨時委員」という。)を選任することができる。 2 (省 略) (書面等による委員会) 第 9 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。 2 (省 略) (会長等の出席) 第 10 条 会長、副会長、<u>常任理事及び常任監事</u>は、委員会に随時出席し、意見を述べる

新	旧
<u>規制会議に委任された業務を執行する常任理事及び常務執行役並びに常任監事は、委員会に随時出席し、意見を述べることができる。</u> 付 則 この改正は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。	ことができる。

「地区協会規則」の一部改正について

平成 16 年 6 月 4 日
(下線部分変更)

新	旧
(委任業務及び地区協会が独自に行うことができる業務) 第 3 条 1 } (現行どおり) 4 } 2 定款第 63 条第 2 項に規定する業務は、次に掲げるものとする。 1 地区協会の管轄区域内において独自に行う有価証券及び証券市場に関する知識の普及及び啓発に関する業務 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) (地区会長及び地区副会長の選任) 第 4 条 地区会長は、会長がその地区協会の管轄区域内に本店(外証法第 3 条に規定する主たる支店を含む。以下同じ。)が所在する会員の会員代表者のうちから、これを選任する。 2 地区副会長は、地区会長が、その地区協会の管轄区域内に本店が所在する会員の会員代表者のうちから、これを選任する。 3 (現行どおり) 4 地区協会は、地区副会長を選任し又は地区副会長が辞任したときは、遅滞なくその旨を会長に報告するものとする。 (削 る) 付 則 この改正は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。	(委任業務及び地区協会が独自に行うことができる業務) 第 3 条 1 } (省 略) 4 } 2 定款第 63 条第 2 項に規定する業務は、次に掲げるものとする。 1 地区協会の管轄区域内において独自に行う有価証券及び証券市場に関する知識の普及啓蒙に関する業務 2 (省 略) 3 (省 略) (地区会長及び地区副会長の選任) 第 4 条 地区会長は、<u>その地区協会の管轄区域内の選挙地区から選挙された会員理事が互選する。ただし、選挙された会員理事がないときは、</u>会長がその地区協会の管轄区域内に本店(外証法第 3 条に規定する主たる支店を含む。以下同じ。)が所在する会員の会員代表者のうちから、これを選任する。 2 地区副会長は、地区会長が、その地区協会の管轄区域内の選挙地区から選挙された<u>会員理事の同意を得て、その会員理事のうちから、</u>これを選任する。 3 (省 略) 4 地区協会は、<u>地区会長又は地区副会長が互選若しくは選任され又は辞任したときは、</u>遅滞なくその旨を会長に報告するものとする。<u>ただし、第 1 項ただし書の規定に該当する場合は、この限りでない。</u> (会員に対する通知) 第 8 条 地区協会は、<u>その所属する会員に対する地区協会の業務等に関する通知及び書類の送達については、その管轄区域内に所在する会員の本店及び地区連絡事務所あてにこれを行う。</u>

「地区規律委員会規則」の一部改正について

平成 16 年 6 月 4 日
(下線部分変更)

新	旧
(構成) 第 2 条 地区規律委員会は、その地区協会に所属する会員の会員代表者、地区協会規則に定める地区会員代表者(以下「地区会員代表者」という。)<u>役員若しくは従業員(定款の施行に関する規則第 3 条第 3 項に規定する会員支配会社の役員若しくは従業員を含む。以下同じ。)</u>又は学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。 (委員) 第 3 条 委員は、地区会長の推せんにより、<u>自主規制会議議長の同意を得て</u>、会長がこれを選任する。 2 委員の数は、9 人以内とする。 3 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 委員の任期が満了したときは、その後任の委員が選任されるまでは、前任の委員がその職務を継続して執行する。 (委員長及び副委員長) 第 4 条 (現行どおり) 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから、地区会長の推せんにより、<u>自主規制会議議長の同意を得て</u>、会長がこれを選任する。 3 (現行どおり) 4 (現行どおり) (臨時委員) 第 5 条 第 8 条第 3 項の規定により委員が審議に参加することができない場合は、会長は、その地区協会に所属する会員の会員代表者、地区会員代表者若しくは役員若しくは従業員又は学識経験者のうちから、地区会長の推せんによりその委員に代って審議を行うための臨時の委員(以下「臨時委員」という。)を選任することができる。 2 (現行どおり) (地区会長等の出席) 第 10 条 会長、<u>自主規制会議議長、地区会長、地区副会長、自主規制会議に委任された業務の執行責任者、自主規制会議に委任された業務を執行する常任理事及び常務執行役並びに常任監事は、地区規律委員会に随時出席し、意見を述べる</u>ことができる。	(構成) 第 2 条 地区規律委員会は、<u>その地区協会の管轄区域内の選挙地区から選挙された会員理事</u>、その地区協会に所属する会員の会員代表者、地区協会規則に定める地区会員代表者(以下「地区会員代表者」という。)<u>若しくは役員又は学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。</u> (委員) 第 3 条 委員は、地区会長の推せんにより、会長がこれを選任する。 2 } (新 設) 3 } 4 } (委員長及び副委員長) 第 4 条 (省 略) 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから、地区会長の推せんにより、会長がこれを選任する。 3 (省 略) 4 (省 略) (臨時委員) 第 5 条 第 8 条第 3 項の規定により委員が審議に参加することができない場合は、会長は、<u>その地区協会の管轄区域内の選挙地区から選挙された会員理事</u>、その地区協会に所属する会員の会員代表者、地区会員代表者若しくは役員又は学識経験者のうちから、地区会長の推せんによりその委員に代って審議を行うための臨時の委員(以下「臨時委員」という。)を選任することができる。 2 (省 略) (地区会長等の出席) 第 10 条 地区会長、地区副会長、常任理事及び常任監事は、地区規律委員会に随時出席し、意見を述べる

新	旧
(処理の審議結果及び処理の報告) 第 13 条 地区会長は、地区規律委員会の審議結果について、処理意見を付し会長及び自主規制会議議長に報告するものとする。 2 地区会長は、前項の規定による報告の後、地区協会に所属する会員に対して処理を行ったときは、遅滞なく、これを会長及び自主規制会議議長に報告するものとする。 付 則 この改正は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。	(処理の協議及び報告) 第 13 条 地区会長は、地区規律委員会の審議結果について、遅滞なく、処理意見を付し会長へ協議するものとする。 2 地区会長は、前項の規定による協議の結果、地区協会に所属する会員に対して処理を行ったときは、遅滞なく、これを会長に報告するものとする。

「証券外務員等資格試験規則」の一部改正について

平成 16 年 6 月 4 日
(下線部分変更)

新	旧
(構成) 第 3 条 委員会は、<u>自主規制会議の委員</u>、会員代表者、特別会員代表者、会員の役員若しくは従業員(定款の施行に関する規則第 3 条第 3 項に規定する会員支配会社の役員若しくは従業員を含む。以下本条において同じ。)<u>特別会員の役員若しくは従業員又は学識経験者のうちから選任する委員 9 人以内をもって構成する。</u> (委員) 第 4 条 委員は、<u>自主規制会議の同意を得て、自主規制会議議長がこれを選任する。</u> 2 (現行どおり) 3 委員の任期が満了したときは、その後任の委員が選任されるまでは、<u>前任の委員がその職務を継続して執行する。</u> (委員長及び副委員長) 第 5 条 (現行どおり) 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから、<u>自主規制会議の同意を得て、自主規制会議議長がこれを選任する。</u> 3 (現行どおり) 4 (現行どおり) (会議の招集) 第 6 条 (現行どおり) 2 <u>委員長は、必要があると認めるときは、委員会の同意を得て委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。</u> (定足数) 第 7 条 委員会は、その決議について議決権のある委員の過半数の出席がなければ議事を開き、<u>議決を行うことができない。</u> (書面等による委員会) 第 9 条 委員長は、必要があると認めるときは、<u>委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。</u>この場合、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。 2 (現行どおり) (報告) 第 11 条 委員会は、試験の執行に関する事項及び試験の結果について<u>自主規制会議議</u>	(構成) 第 3 条 委員会は、<u>理事</u>、会員代表者、特別会員代表者、会員の役員若しくは従業員(定款の施行に関する規則第 3 条第 3 項に規定する会員支配会社の役員若しくは従業員を含む。以下本条において同じ。)<u>特別会員の役員若しくは従業員又は学識経験者のうちから選任する委員 9 人以内をもって構成する。</u> (委員) 第 4 条 委員は、<u>理事会の同意を得て、会長がこれを選任する。</u> 2 (省 略) 3 委員の任期が満了したときは、その後任の委員が選任されるまでは前任の委員がその職務を継続して執行する。 (委員長及び副委員長) 第 5 条 (省 略) 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから、<u>理事会の同意を得て、会長がこれを選任する。</u> 3 (省 略) 4 (省 略) (会議の招集) 第 6 条 (省 略) (新 設) (定足数) 第 7 条 委員会は、その決議について議決権のある委員の過半数の出席がなければ議事を開き議決を行うことができない。 (書面等による委員会) 第 9 条 委員長は、必要があると認めるときは、<u>委員会の会議の招集を行わず書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、委員会の議決に代えることができる。</u>この場合、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。 2 (省 略) (<u>会長への報告</u>) 第 11 条 委員会は、試験の執行に関する事項及び試験の結果について<u>会長に報告する</u>

新	旧
<u>長</u>に報告するものとする。 付 則 この改正は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。	ものとする。

「経理規則」の一部改正について

平成 16 年 6 月 4 日
(下線部分変更)

新	旧
(地区特別事業会計) 第 6 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 地区特別事業会計の予算及び決算については、<u>地区別評議会</u>の同意を得るものとする。 (財務担当責任者) 第 8 条 本協会は、第 2 条に規定する経理業務を掌理するため、定款第 37 条に規定する常任理事又は定款第 42 条の 3 に規定する<u>常務執行役</u>のうちから財務担当責任者を定める。 (主管責任者) 第 9 条 (現行どおり) 2 前項に規定する主管責任者は、主たる事務所については<u>経理部長</u>、従たる事務所については事務局長とし、支所における主管分任責任者は支所長とする。 3 (現行どおり) (出納責任者) 第 10 条 (現行どおり) 2 前項の出納責任者及び出納分任責任者は、財務担当責任者がこれを定める (経理業務取扱細則の制定等) 第 11 条 この規則の実施に必要な事項については、財務担当責任者の権限により、経理業務取扱細則を制定、改廃する。 (会計帳簿の種類) 第 12 条 本協会は、第 7 条に規定する会計単位ごとに次の各号に掲げる会計帳簿を備え付けるものとする。ただし、財務担当責任者の承認を受けた場合は、その一部の備え付けを省略することができる。 1 } (現行どおり) 5 } (支払い) 第 21 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 第 1 項ただし書に規定する定額前渡法による小口現金の額は、財務担当責任者がこれを決定する。 (金銭等の過不足金の処理) 第 23 条 前条に規定する残高照合により、金	(地区特別事業会計) 第 6 条 (省 略) 2 (省 略) 3 地区特別事業会計の予算及び決算については、<u>地区評議員会</u>の同意を得るものとする。 (財務担当役員) 第 8 条 本協会は、第 2 条に規定する経理業務を掌理するため、定款第 37 条に規定する常任理事のうちから財務担当役員を定める。 (主管責任者) 第 9 条 (省 略) 2 前項に規定する主管責任者は、主たる事務所については<u>財務部長</u>、従たる事務所については事務局長とし、支所における主管分任責任者は支所長とする。 3 (省 略) (出納責任者) 第 10 条 (省 略) 2 前項の出納責任者及び出納分任責任者は、財務担当役員がこれを定める。 (経理業務取扱細則の制定等) 第 11 条 この規則の実施に必要な事項については、財務担当役員の権限により、経理業務取扱細則を制定、改廃する。 (会計帳簿の種類) 第 12 条 本協会は、第 7 条に規定する会計単位ごとに次の各号に掲げる会計帳簿を備え付けるものとする。ただし、財務担当役員の承認を受けた場合は、その一部の備え付けを省略することができる。 1 } (省 略) 5 } (支払い) 第 21 条 (省 略) 2 (省 略) 3 第 1 項ただし書に規定する定額前渡法による小口現金の額は、財務担当役員がこれを決定する。 (金銭等の過不足金の処理) 第 23 条 前条に規定する残高照合により、金

新	旧
銭及び有価証券の残高が、会計帳簿の残高と相違したときは、直ちに、その原因を究明し、主管責任者又は主管分任責任者に報告して、その処理について指示を受けるものとする。ただし、重大な相違については、財務担当責任者に報告し、その処理について指示を受けるものとする。 （資金の運用計画） 第26条 （ 現行どおり ） 2 資金の調達及び運用は、各会計単位の主管責任者又は主管分任責任者がこれを行うものとする。ただし、特殊な資金については、財務担当責任者の指示を得て、これを行うものとする。 （取得及び廃棄等の手続き） 第36条 固定資産の取得、全額償却及び廃棄等は、原則として、財務担当責任者の承認を受けて、これを行うものとする。 （減価償却） 第38条 （ 現行どおり ） 2 減価償却の方法は、原則として、直接法による定額法とし、その耐用年数及び残存価格については、法人税法施行規則に定めるところによる。ただし、財務担当責任者の承認を受けた場合は、この限りでない。 （損害保険） 第39条 （ 現行どおり ） 2 前項に規定する適正な額については、財務担当責任者がこれを決定する。 付 則 この改正は、平成16年7月1日から施行する。	銭及び有価証券の残高が、会計帳簿の残高と相違したときは、直ちに、その原因を究明し、主管責任者又は主管分任責任者に報告して、その処理について指示を受けるものとする。ただし、重大な相違については、財務担当役員に報告し、その処理について指示を受けるものとする。 （資金の運用計画） 第26条 （ 省 略 ） 2 資金の調達及び運用は、各会計単位の主管責任者又は主管分任責任者がこれを行うものとする。ただし、特殊な資金については、財務担当役員の指示を得て、これを行うものとする。 （取得及び廃棄等の手続き） 第36条 固定資産の取得、全額償却及び廃棄等は、原則として、財務担当役員の承認を受けて、これを行うものとする。 （減価償却） 第38条 （ 省 略 ） 2 減価償却の方法は、原則として、直接法による定額法とし、その耐用年数及び残存価格については、法人税法施行規則に定めるところによる。ただし、財務担当役員の承認を受けた場合は、この限りでない。 （損害保険） 第39条 （ 省 略 ） 2 前項に規定する適正な額については、財務担当役員がこれを決定する。

「特別会員委員会規則」、「地区評議員会規則」及び「投票以外の方法により会員理事及び会員監事を選出する場合の取扱いについて」(理事会決議)の廃止について

平成 16 年 6 月 4 日

日 本 証 券 業 協 会

「特別会員委員会規則」、「地区評議員会規則」及び「投票以外の方法により会員理事及び会員監事を選出する場合の取扱いについて」(理事会決議)については、平成 16 年 6 月 30 日付けをもって廃止することとする。

以 上

定款の一部改正に伴う「協会員と顧客の紛争等の解決のあっせんに
関する規則」(紛争処理規則第1号)の一部改正について

平成 16 年 6 月 4 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

本協会は、去る 4 月 21 日に開催した理事会において、本協会の自主規制及び業界活動の両機能それぞれを独立的に運営するガバナンス構造を構築するための「定款」の一部改正について承認したところであるが、これに伴い、同改正について金融庁長官の認可を得ることを条件に、「協会員と顧客の紛争等の解決のあっせんに関する規則」(紛争処理規則第1号)の一部を改正することとする。

2. 改正の骨子

- (1) 地区協会毎のあっせん委員の数の決定及びあっせん委員の委嘱は、自主規制会議の同意を得て自主規制会議議長が行うこととする。(第7条)
- (2) 証券あっせん・相談センターの月中における相談、苦情及びあっせんの処理状況の報告は、地区会長のほか、自主規制会議議長にこれを行うものとする。(第29条第2項)

3. 実施の時期

この改正は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

以 上

「協会員と顧客の紛争等の解決のあっせんに関する規則」
 (紛争処理規則第1号)の一部改正について

平成16年6月4日
 (下線部分変更)

新	旧
(あっせん委員の数及び委嘱等) 第7条 地区協会毎のあっせん委員の数は、<u>自主規制会議の同意を得て自主規制会議議長</u>が定める。 2 あっせん委員は、当該地区会長の推せんにより、法律専門家等の学識経験者のうちから、<u>自主規制会議の同意を得て自主規制会議議長</u>が委嘱する。ただし、「協会員と顧客の紛争等の解決のあっせんに関する規則」に関する細則(以下「細則」という。)に定めるあっせん委員の欠格事由に該当する者をあっせん委員に推せん又は委嘱することはできない。 (本協会等に対する報告) 第29条 (現行どおり) 2 センターは、月中における相談、苦情及び<u>あっせんの処理状況について、地区会長及び自主規制会議議長</u>に報告するものとする。	(あっせん委員の数及び委嘱等) 第7条 地区協会毎のあっせん委員の数は、<u>会長</u>が定める。 2 あっせん委員は、当該地区会長の推せんにより、法律専門家等の学識経験者のうちから、<u>会長</u>が委嘱する。ただし、「協会員と顧客の紛争等の解決のあっせんに関する規則」に関する細則(以下「細則」という。)に定めるあっせん委員の欠格事由に該当する者をあっせん委員に推せん又は委嘱することはできない。 (本協会等に対する報告) 第29条 (省 略) 2 センターは、月中における相談、苦情及び<u>あっせんの処理状況について、地区会長及び会長</u>に報告するものとする。
付 則 この改正は、平成16年7月1日から施行する。	